
平成21年第2回大和町議会定例会会議録

平成21年3月11日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	浅野 雅勝 君
教 育 長	堀籠 美子 君	産業振興課長	遠藤 幸則 君
代表監査委員	三浦 春喜 君	都市建設課長	高橋 久 君
総 務 まちづくり 課 長	千坂 正志 君	上下水道課長	渋谷 久一 君
財 政 課 長	千坂 賢一 君	会計管理者兼 会 計 課 長	織田 誠二 君
税 務 課 長	佐藤 成信 君	教育総務課長	瀬戸 善春 君
町 民 課 長	瀬戸 啓一 君	生涯学習課長	横田 隆雄 君
環境生活課長	高橋 完 君	総務まちづく り課まちづく り対策官	千葉 恵右 君

事務局出席者

議会事務局長	伊藤 眞也	書 記	藤原 孝義
班 長	瀬戸 正志		

【議事日程】

日程第1「会議録署名議員の指名」

日程第2「一般質問」

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前9時58分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番浅野正之君及び11番鶉橋浩之君を指名します。

鶉橋さん、1時間ほどおくれるということですので、そのままでもよろしいかと思うんですが、ご了承いただきたいと思います。

日程第2「一般質問」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

1 件目は、「幼児教育の充実について」であります。

少子高齢化社会が進む中で、次代を担う子供たちの健やかな成長と子育て支援の充実が求められており、待機児童の解消、特別保育や地域子育て支援の拡充、老朽化施設の改善整備など、多様化する保育ニーズに対応する保育所としての役割が大きくなっており、さまざまな保育ニーズにこたえるための工夫がより一層求められております。

本町でも毎年課題となる臨時保育士の確保、待機児童のほか施設の老朽化も含めた環境整備など、改善すべき課題が山積みしております。子育て支援事業の中で働きながら子育てできる環境整備を図るとして、さまざまな支援事業を行っておりますが、それでも課題は残ります。

そこで、幼児教育を充実させるための課題解決策についてお伺いいたします。

1 点目は、2 保育所の待機児童解消の改善策についてであります。

ここ3年間を見ますと、大和町保育所で18年度4月当初で14人、10月の最終的には10人、19年度は当初9人で、最終的に10人、20年度は29人で、最終的には9人で、もみじヶ丘保育所は20年度初めて10人の待機児童が出ました。

また、21年度の状況を見ますと、大和町保育所の申し込み数は155人、入所者数は139人、待機児童数は16人、もみじヶ丘保育所は申し込み数が79人、入所者数は67人、待機児童数は12人となっており、大和町保育所だけではなく、もみじヶ丘保育所の待機児童も今後はふえる傾向にあると考えられます。そこで、大和町、もみじヶ丘保育所の待機児童の改善策についてお伺いいたします。

2 点目は、保育士の確保であります。

毎年保育士の確保に難航している状態の中、21年度の保育士確保の状況と今後の計画について伺います。

3 点目は、幼保一元化への取り組みについてであります。

幼稚園は学校教育法で定められている教育機関の一つで、専業主婦の家庭で育つ3歳から5歳児の子供が対象で、管轄は文部科学省です。保育所は親の就労などで保育に欠ける子のための保育機関で、就学前の子供が対

象で、管轄は厚生労働省であります。しかし、最近では保育行政と幼児教育の一元化が進んでおります。その観点から、今後、幼保一元化に取り組む考えはありなのか伺いたします。

4点目は、現庁舎の跡地利用についてであります。

新庁舎建設は22年3月の完成に向けスタートいたしました。しかし、移転後の庁舎跡地の利活用については何も示されておられません。もうそろそろ跡地の利活用を明確にする時期に来ていると思います。

小学校、中学校のあるこの場所は、幼児教育施設として最適な場所ではないかと感じることから、この庁舎跡地を幼児教育施設に考えてはいかがでしょうか。

以上、4点について町長の所見をお伺いたします。

議長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

おはようございます。

それでは、本日の一般質問、お一人目、堀籠日出子議員さんのご質問にお答えをします。

まず、一つ目の待機児童についてでございますけれども、大和町保育所の入所定員につきましては120名、もみじヶ丘保育所につきましては60名の入所定員となっておりますが、待機状況にある場合には、入園の円滑化を図るために、4月当初時点で許可定員の15%までを、途中で最大25%を乗じた数の児童の入所の受け入れが可能というふうになっております。

平成20年度、現段階では29名、最終的には19名の待機児童となっております。また、21年度におきましては、当初で190名の入所決定、途中で12名の受け入れが可能となりますが、それでも28名の待機児童が出る状況でございます。

改善策ということでございますが、改善策といたしましては、施設の新增築や民間委託等を視野に入れまして中期的に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、保育士の状況についてでございますが、現時点での正職員の保育士は所長を含めまして19名、その他22名につきましては臨時保育士や派遣会社の契約をして対応している状況でございます。臨時保育士につきましては、毎年募集をしているところでございますが、安定的な雇用となっていないために募集定員に満たず、派遣会社に頼らざるを得ない状況となっております。

次の幼保一元化の取り組みについてでございますが、一般的には幼稚園と保育所の施設の運営を一元化することで効率的な経営を行おうとするものですが、現在、幼稚園設置の計画は持ち合わせておりませんので、計画としては考えておらないところでございます。

最後に、庁舎跡地を幼児教育施設にする考えはないのかのご質問でございますが、跡地利用につきましては、今回の第4次総合計画を策定するに当たりまして、大和町中心市街地基本構想検討委員会におきまして、整備の方向性に関する提言書が平成20年9月25日付で提案されており、また、現在この周辺、役場周辺につきましては文教的な役割の地域でもありますので、今後これらを参考に総合的に検討してまいりたいと、このように考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

それでは、まず待機児童についてお伺いいたします。

この待機児童なんですけど、20年度、当初29人で、最後は大和町保育所9人と出ておりますけれども、これ待機児童はもっといると思うんですよ。この29人のうちの最終的に9人になったというこの中身、20人ですけども、これ途中から入った幼児も何人かはいると思うんですけど、ほとんどは認可外保育所、それから個人宅に預けていると思うんです。そうすると、やっぱりこうやって待機児童がこのような人数が出ているということは、幾ら少子対策をやると言っても、やはり預ける施設がなければ全然少子対策や就労家庭の支援をするという形にならないと思うんです。

先ほど町長の答弁の中と、それから総合計画の中に保育所の公設民営化等による充実整備を図ると上げておりますので、やはり公設民営化などに考えていくなれば、待機児童とか、あといろんな今大和町で抱えている課題なんかは解決されると思うんですけども、全然……。待機児童29人いて、9人になりました。そして、その人数に応じてこれから検討しますって、もう、私が調べたのは3年間だけなんですけれども、これは3年以上、5年、6年前から待機児童というのは出ておりますので、そして当然、今度もみじヶ丘になりますと、杜の丘の人数もふえておりまして、幼児がどんどんどんどんふえてきております。もみじヶ丘だって待機児童はこれからどんどんふえる傾向にありますので、やはりこの待機児童の解消については、もっと真剣に取り組んでいかなければいけないんじゃないかなと思いますので、お伺いいたします。

これ1点ずつでいいですか。1点ずつでいいですね。じゃあお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

待機児童につきましては、お話しのとおり、最近ふえてきている状況にございます。そういった中で、この数字がすべてかといえ、待機児童、目に見えない部分で待機されている方もふえてきているんじゃないかという事は感じております。

この待機児童の把握というものの、非常に難しいところがございまして、きのう鶉橋議員のときにもお話ししましたがけれども、毎年その動きが変わってくる中でございます。そういった中で、どれだけの施設が必要であるか、そういったものの把握というものにつきましては難しいところがあるということが現状でございます。

これまで大和町、ここ数年来、人口、杜の丘等々でふえてきているところでございます。その以前、これはつい最近までですね、横ばいの状況で来ておりました。その中で待機というのは比較的にない中で来ておったとこ

ろでございます。ここ数年、杜の丘等に非常に多くの方々においでいただいておりますので、そういった新しい課題が出てきていること。新しい課題といたしますか、前からある課題でありますけれども、新たな展開になってきているという状況にもあります。また、今後いろんな企業の方々が来られれば、そういった状況にもなってくるというふうに考えます。

したがって、このことにつきましては真剣にとおっしゃるとおり、これはいつでも真剣に考えているわけでございますけれども、この大きな課題として今後出てくる、出てきている状況だというふうに思っております。その中で、今後どれだけの需要といたしますかね、人が、園児って、子供たちがふえるかという予測の仕方について、今回の第4次総合計画では3万人という大和町の人口を想定しておりますが、この中で若い方がどれぐらい来て、どれぐらいの方々がそういった施設を必要とされるというものについて、至急にそういったものを研究、想定していかなければいけないと思っております。

今だけの対応であれば、それはそれでできるんだかもしれませんが、ちょっとした増築をですね。そういうわけにはまいりませんので、今回の場合はそういった大きな動きがある中でございますから、先ほど申しました、中期的と申しましたけれども、これはそういった今の現状も踏まえた中で、もっと先のことも考えた中でのその運営の仕方、規模の持ち方、そういったものを考えていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

認可外保育所と町の保育所の保育料の比較なんですけれども、認可外保育所の場合ですと所得に関係なく一律の保育料であります。大和町、公立の町立の保育所ですと所得によって保育料が違ってくるわけなんですけれども、ちょっとこれ比較してみますと、一番世代で多いのは4階層か5階層、4階層が一番若い世代では多いんじゃないかなと思うんです。それか

ら3階層も多分入るのかな。これ若い2人、若い世代だけだとこれに入るのかな。3歳未満ですと、大和町保育所ですと1万6,000円、認可外保育所に行きますと3万7,000円という保育料の差が出てきます。また、ほかの保育所だと4万9,800円、4万1,000円、4万円以上の保育料になっております。この差額がすごく大きくなってきております。また、4階層に行くと所得税が4万円未満という家族になりましても、3歳未満ですと3万円、3歳児以上ですと2万7,000円、認可外保育所ですと3万5,000円、また別の保育所ですと3万8,000円。そういう大きな保育料の開きがあるものですから、若い世代には本当に大変な経済的負担が出てくると思うんです。なものですから、やはり待機児童、早急に対応していただかないと、いつまでもこの待機児童……。

本来なら大和町保育所なりもみじヶ丘保育所に入って、そして保育料を所得に応じて決めてもらうわけなんですけれども、そうすると、もし1万6,000円で、大和町に入れば1万6,000円の保育料で済むのが、待機児童のために認可外保育所に預けたとします。そうすると、その差額というのは2万円以上にもなってくるわけですから、それらのことも考えると、やはりこのまま……、長期的って町長はおっしゃいますけれども、これがここ何年か続くんでしたら、やっぱり待機児童に対してのそういう保育料の何らかの対策も今後考えていかなければならなくなるんじゃないかなと思いますので、その点もう一度伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

認可保育所と認可外保育所についての保育料についての差額ということでございますが、これにつきましては認可と認可外ということ、ある程度やむを得ない部分があるんじゃないか、制度上のものもございしますのでね。本来、認可外のものにつきましては、町としましても、きのう鶉橋議員さんのご質問にお答えしましたけれども、一部補助をする形でお手伝いをさせてもらっている状況でございます。ですから、すべてを同一にとい

うふうになっていくと、何が認可で何が認可外であるかということ等は、制度的なものの差もありますので、一律にというわけにはいかないと思いますが、町のできる範囲の中でやっていく必要があるというふうに思っております。

また、私、長期的と申し上げたわけではございませんで、今の状況だけで判断するのではなくて、先のこともしっかり見た中で判断をしていかないと、また同じことを繰り返しているのではないかというふうに考えますので、ですから、そういった先を見た中の数字なり、そういったものを含めた中で考える。長期的な視野に立った中で考えていくということで申し上げますので、誤解のないようお願いをしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

認可外保育所にも一部助成はされているのは、それは存じています。ただ、この場合、施設に対しての補助ですので、何かその幼児に対する補助というのは全然認可外には入ってないと思うんです。ですから、このぐらいの保育料の差額が出るのであれば、やはりもう少し、待機児童解消に時間が出るのであれば、これらも含めた中でこれから課題解決として取り組んでいかなければならないんじゃないかなと思ってお話ししたわけですが、これについては、待機児童の解消についてはこれで終わりますが、一言またお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

認可外と認可、無認可と認可のあれということでございます。個人的なお手伝いではないということで、施設的にということでございますけれど

も、個人にやったものが施設に入って、そこで施設を利用されるわけでございますので、結果的には個人に入ったというものと大きな違いが……。全くないわけではないんでしょうけれども、結局、そういった負担を施設で、もしそういった施設整備をすることが必要で、個人に負担をお願いする部分についてお手伝いをするわけですから、そういったことを考えれば、決して……。個人に行った、こっちに行ったというものの差について、まるきり違うものではないのではないかというような気がします。幼稚園等もそうでございますので、そういうふうに考えます。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

私の言いたいのは、本来なら全部町の保育所に入れば所得制限で同じような待遇をされるわけなんですけれども、たまたま待機児童が出て、それが入れなくて認可外保育所に行った場合の保育料が余りにも違い過ぎるので、これらの改善策は考えていただきたいということを申し上げたところです。

それでは、次に移ります。

保育士の状況でありますけれども、これ、今年も多分スムーズに保育士の確保はいかなかったんじゃないかなと思います。これ応募する保育士というのは意外と民間と両がけしている方が多いものですから、民間で採用なるとどうしても1年間の雇用より民間で職員となる方を選ぶので、そういう一応申し込みあるんだけど、結果的には保育士が足りなかったというような状態になるんじゃないかなと思っております。

それで、現在の職員数なんですけれども、これは2保育所と、あと児童館の先生も入っていると思うんですが、現在の職員数は大体29名、そのうちの年齢は40代後半、50代後半がほとんどでありまして、ここ5～6年で1人が定年という年齢になるようです。さらには、ここ数年間職員の採用は行っておりませんので、その後の保育士の体制はどうなるのか。職員は11名ほど定年で退職した後、今度ここ5～6年多分保育士の採用はしてない

と思うんですけれども、そうした場合、今後保育士の体制というのはどうなるのかなと思いますので、その点お伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

保育士につきましては、お話しのとおり今臨時または派遣の方々にもご協力をいただいてやっている状況でございます。この採用につきましては、今、大和町全体の採用人数、全体の枠等々の中でも考えていかなければいけない課題でございます、そういったことも考えております。

それから、今後のあり方、要するに、先ほども申しましたけれども、民営化といったこと、そういったことも考慮はしていかなければいけないんだろうという状況でやっているところでございます。

なお、職員の方、臨時の方ですとなかなか難しいということもありまして、嘱託制度の方ではどうだろうということで検討した経緯がございます。そうすると、嘱託制度でありますと期間ある程度長くも働いていただけますので、そういったことによって職場の安定的確保と、または子供さんに対する1年交代ではない体制もできるんじゃないかということで、保育所の方々とか、皆さんともいろいろ協議をしたところでございました。その結果、嘱託につきましては週30時間という時間の割り振りがございます。その中でローテーションを組むということが非常にやっぱり厳しいものであるということで、保育所につきましては嘱託については難しいということで断念をした経緯がございました。その分と言ったら変ですが、児童館につきましてはそういった時間的なやりくりが嘱託の中でも可能ということで、新年度から嘱託の方をお願いするという方向もとっております。

そういうことで、保育所につきましては、そういった嘱託ということではなく、今までどおり臨時の方をお願いをするところでございますが、議員お話しのとおり、1年のサイクルでの交代、またそういった中でなかなか、先ほどもお答えしましたが、職的に安定がしづらいというところで応募がないところでございまして、今年も数名の派遣の方をお願いしたいと

いうふうを考えております。

新しい職員についての採用ということにつきましては、そういった、先ほども言いましたけれども、今、今後の保育所のあり方、運営の仕方、そういったことも鑑みただ中で考えていかなければいけないというふうを考えております。

議長 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

保育士につきましては、今後、保育所のあり方について検討しながら進めていくというので、それはそれで了解いたしました。

それで、やはり人材派遣、意外と人材派遣というのはとりやすいんだかもしれないんですけれども、やはり1年ごとに新しい職員が来ると、実際、正職員の方々が、その臨時、派遣会社から来た人も教育しなくてはならない。そして、4月ですから今度新しい幼児教育も一緒にしなくてはならないというので、何かすごくてんやわんやになるとも聞いておりました。

また、時間時間に決まってるものですから、ちょっとしたオーバーした時間もなかなか利用することができないということで、実際、去年の生活発表会ありますよね、保育所の。今までですと研修センターを使って生活発表会をやっていたんですけれども、今年は保育所だったんです。たまたま保育所になったんだかもしれないんですけれども、保育所の中は120名以上の幼児数の家族が来るものですから、もうホールがぎゅうぎゅう詰めだったんですね。何でこういう状態になったのかなと考えたときに、やはり職員の方が少ない、そして臨時だけが多いものですから、結局、生活発表会するの、リハーサルするに、何するにしても、結局、研修センターに移動して行ったり来たりというと、正職員だけにすごい負担がかかるんじゃないかなと思うんです。なもんで、今年はそういう理由でしなかったということにはならない、なるかならないかわからないとしても、やはり余りにも臨時職員が多過ぎると職員の方にすごくかかってきて、やっぱり幼

児教育の方にもその辺が少しは影響してくるのかなと思って質問いたしました。

でも、これは今後民営化等も含めた中での運営方法もあるということですので、ぜひ幼児教育に対しての保育所の対応は十分にやっていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

3点目は、幼保一元化の取り組みについてであります。

先ほどの町長の答弁で、幼稚園設置の考えはないという答弁をいただきました。それで、これ児童館を19年……、18年ですね、児童館を廃止したのは。そして、ほとんどが私立の幼稚園に行くようになったわけなんですけれども、やはり今になっても「私立幼稚園では経済的に余り大き過ぎるので、どうか町立の幼稚園はつくれないのか」というお話やら声やらがあります。その中で、計画の中で公設民営化等の計画があるということが上げられておりますので、さらにはまた、私立の新增築や民間委託を視野に入れて検討するともありますので、その時点で一元化も含めた中での検討は考えられないのかなんか、その点をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

幼保一元化の問題ですが、今、幼稚園につきましては学校教育法、そして保育所につきましては児童福祉法で運営がなされております。一元化という表現についていろんな解釈があるようでございますが、この法律を一本化して一つのものにしてやっていくのが一元化、それで、一緒の中で活動するといいますか、その一体化というような解釈もあるようでございます。今おっしゃっているのは後者の中での一緒にやったらどうかというご質問だというふうに思っております。

この一体化というものについて、いいところ、悪い、悪いところっていうのはどうなのか、あるんだというふうに思っておりますが、本来は、この一元、一体化なりが議論されてきたもとの根幹にあるものにつつま

しては、それぞれの幼稚園なり児童館なりの園児なり子供たちが少なくなっている中での非常に、経営のやり方、またはその子供たちの活動のあり方、教育の仕方、そういったものについて、それぞれではなかなか難しいので、これを一つにして、そしてみんなで大勢の中でそういった活動なり運営をしていくのがよろしいのではないか、また経営的にもその方がよろしいのではないかというものでやってきてるという考え方も一つあるんだというふうに思います。

一方で、何ていいますか、幼稚園のよさ、保育所のよさというものを合わせてという考え方もあるのかもしれませんが、一般的にいうと、前者の形の中で、経営的な考えの中ではそうやった方がよろしい、そういった環境にあった方がよろしいという状況ではないかというふうに解釈しているところでございます。

今、大和町、もみじヶ丘保育所、両保育所、お話しのとおり子供たちの数が非常にふえてきている状況でございます。そういった中で、あえて幼稚園と一緒にしてやることによってのメリットといたしますか、金だけではなくて、金銭だけではなくて、そういったものについては余りないのではないかなと私は今判断しているところでございます。これからますます子供がふえてこようという状況でもございますので、それぞれの幼稚園、保育所という中でそれぞれの組織が運営されて、それぞれの子供たちにいい環境が提供できるというふうに考えておりますので、今の段階というか、そういった考え方からして、その一体化というか、そういったことについては今余り考えてはおらないところです。

議長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

この幼保一元化、何か幼保、私もよく幼保一元化とかの施設の連動とかあって、いろいろな表現があるので、私もちょっと戸惑うところがあるんですけども、やはり計画の中で公設民営化等の検討されているということが掲げられておりますので、そういうふうになった場合に、もし私立をど

こかに建てるとしたら、やはり今なかなか私立の幼稚園だけでは経済的負担が大き過ぎるという家庭もたくさんいらっしゃいますので、それらも含めた中で、じゃあ幼稚園と保育所を連動させた中での一元化という形でしたらいいんじゃないかなということで提案させていただきました。

また、今、保護者のニーズもいろいろありまして、保育所でもある程度教育的なことをしてほしいとか、あと幼稚園でももっともっと長く預かってほしいという、そういう声もどんどん出ておりますので、そういうのを全部クリアできるとしたら、やはりそういう一元化の取り組みがいいんじゃないかなと思ってお話しさせていただきました。やはり今の経済状況の中で、少しでも働いて家計の助けにしたいという世帯が増加しておりますので、やっぱりこういう何か一元化によって待機児童の解消なり保育所の確保なりはスムーズにいくのかなと思いましたのでお尋ねいたしました。その点もう少しお尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほども申しましたが、今どうなんでしょう、保育所での活動と申しますか、と幼稚園での活動、内容的に幼稚園が教育、文科省だから、片方が厚生省だからって、活動内容って大きく余り違わないんじゃないかと現実的に思うんですけれども、大分違うのでしょうか。（「違うね」の声あり）違うんですか。

その勉強といっても、幼稚園の中での勉強、子供たちがですね、そういった、子供たちの友達をつくるとかそういった教育、それも教育とすれば、そういったことについては同じようにやっているんだろうというふうに思っておりますし、その時間が長い短いという部分については、確かにそれはあるんだというふうに思いますけれども、私はそのやってる内容について、幼稚園だからこうで、保育所だからこうだというような、その大きな差ってちょっと余り今はないのかなと思ったりもしているところあるんですが、ちょっとその辺、もう少し勉強させてもらいますけれども、いず

れそういった中で、議員お話しの際的負担という部分おありというふう
に今伺ったところでございますが、幼稚園であると私立であるから負担が
多いということでありまして、先ほどもちょっとお話ししたところござ
いですが、要するに保育所に入れる人がもっと多ければ保育所でよろしい
という、よろしいというかな、いうことにもつ
ながっていくのかなという思いもでございます。

これをどこまで広げるというものについては、保育所の問題ですが、無
尽蔵に広げるということはもちろんいかないわけでございますが、それは
必要な部分の範囲の中でやっていくということでございますけれども、
今、先ほども申しましたとおり、今の状況では対応がもういっぱいば
いになっているという状況があるわけでございますし、先ほど申しました
が、これから人の動きも大きく変わってくるということでございますの
で、このことについては、先ほど申しましたとおり、大事な課題として取
り組んでまいりたいというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

それでは、4点目の庁舎跡地の利活用についてお尋ねいたします。

中学校が統廃合されてから、教育ふれあいセンターでの児童館活動は、
放課後児童の居場所づくり、それから児童健全育成事業の拠点として、地
域からも保護者からも大変喜ばれておる状態であります。

そこで、鶴巣、落合、吉田はそれで済んでる、拠点として活動しておる
わけですが、吉岡児童館の場合なんです、吉岡児童館は同じ児童
館として活動しているものの、施設が狭くて利用者数が限られている状態
なんです。それで、余り申し込み数が多いものですから登録制になりまし
て、登録から外れた児童は一度ランドセルを家に置いてから児童館に来な
きゃならないという、そういう不便さがありまして、その往復間は、やは
り保護者からすると、交通事故に遭わないかなとか、何か変なことに巻き
込まれないかなと、やはり仕事をしながらでも不安が大きくなってきてお

ります。

それに、幼児クラブもその児童館の中であるものですから、幼児クラブは月5日間、ひよっこクラブとかなんか、いろんなそういうのがあって、そういう活動している場合は児童はホールが使えないようになっているものですからね、なものですから、児童館の目的である子育て中の方、それから小学校、中学校、高校生の皆さん、自由に利用していただける場所ですってはあるにもかかわらず、余りにも施設が狭くて、その機能を果たしてないというところもあるものですから、児童館、子育て支援センターなどとして、これから利用したい方が全員利用できるような施設、環境の整備が必要だと思いますので、そういう児童館とか子育てセンター、そういう幼児の施設としてこの跡地の利活用は考えられておられるのでしょうか、もう一度お伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この役場跡地につきましては、先ほどもお答えしたところでございますけれども、現在まで最終決定はいたしておりません。中心市街地基本構想検討委員会という委員会をこの間、第4次総合計画をつくるときに立ち上げて、いろんなご意見をもらったところでございます。この辺のゾーン化をしまして、中心市街地とかいろんなゾーン化を、この辺は中心市街地化だったかな、という位置づけもされておるところでございます。また、これも先ほど申し上げたとおり、ここにつきましては小学校、中学校等々ある昔からの文教的な役割を持ったゾーンでもございます。そういったことを総合的に考えてということでお話しを申し上げました。

今は児童館というお話でございましたが、このことにつきましては、以前に中山議員さんからもここをそういった考えをしたらどうだというようなご意見もちょうだいしているところでございまして、今回も堀籠議員さんからもいただきました。そういったご意見も踏まえた中で、今後総合的に……、この位置がいろんな意味で中心になる場所になってくる、中心といえますか、学校とか商店街とかの交わり合う場所にもなっているとい

うふうに考えておりますので、総合的に考えてまいりたいというふうに思っております。今何にしますっていうわけではないんですが、昔からのこういった位置づけもありますし、そういった中でございますので、今後しっかり考えてまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

今後検討するというふうに入っておりますけれども、やはりこれ、いつまでも検討というわけにはいきませんので、やはり利活用の方向性を早急に示した方が町民からの理解が得られると思いますので、なるべく早い方向性を示していただきたいと思います。

それでは、2件目に入ります。「全国学力テストの結果を公表してはどうか」という件であります。

全国学力テストの公表につきましては、さまざまな論議を呼んでおります。文部科学省は、都道府県別のみを公表して、市町村別結果については市町村教育委員会の判断にゆだねるとしております。

本町の全国学力テストの結果は、全国、県より「上回る」、「下回る」で公表しておりますが、父兄からは、比較する数値が示されず、本町の小学校、中学校のレベルがどの程度なのか、また自分の子供がどのレベルなのかわからないという声が出ております。

学力テスト結果の公表は、学校間・教師間の切磋琢磨と家庭学習の強化につながると感じることから、次の2点についてお伺いいたします。

まず、1要旨目は、全国学力テストの結果を保護者にどこまでお知らせしているのか。そしてまた、21年度は4月に全国学力テストが実施されますが、その結果を公表する考えはおありなのかお尋ねいたします。

2要旨目は、全国学力テストは小学6年生と中学3年生で行われておりますけれども、長期的な学習指導を考えた場合、小学校1年生から中学校3年生までを対象に、町内一斉学力テストを実施してはいかがでしょうか。

以上、2要旨についてお尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）

ご質問にお答えする前に、このたびのことにつきまして皆様方にいろいろとご配慮いただきましたこと、また弔意ありがたくお受けいたしました。本当にありがとうございました。

それでは、堀籠議員の質問にお答えいたします。

全国学力学習状況調査は、平成19年度からこれまでに2回実施してまいりました。その調査結果の取り扱いについて、文部科学省では、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であることや、学校における教育活動の一側面にすぎないことなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争につながらないように十分に配慮して適切に取り扱うものと定めております。

公表に当たって具体的に配慮すべき点として、都道府県教育委員会は、域内の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないこととしております。同様に、市町村教育委員会は、個々の学校名を明らかにした公表は行わないことと定められております。しかしながら、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすために、当該市町村における学校全体の結果公表については、それぞれの判断にゆだねられております。

宮城県内では、仙台市、七ヶ浜町等が市町村独自の判断で平成20年度の調査結果を公表したものでございます。

本町におきましては、昨年9月議会でも述べたとおり、文部科学省の定めのもと、序列化や過度な競争を考慮して平均正答率の数値を公表せず、「上回る」、「下回る」等の言葉で示してきましたが、平成21年度からは町全体の平均正答率等の数値を公表することで、学校、地域、家庭それぞれが町内児童生徒の現状を理解し、それぞれの場でその役割を果たしていくことが重要と考えております。

公表に当たっては、最初に述べましたように、教育の本質を見失わないように配慮していく必要があると考えます。校長会や町PTA連合会等の理解と協力を得ながら、お互いに責任を転嫁することなく、また学校が悪

い、家庭が悪い、地域が悪いというような相互を責め合うことなく、それぞれの立場で子供たちの教育に取り組んでいけるよう、PTA懇談会等で共通理解を図りながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2要旨目についてお答えいたします。

町内一斉の学力テストの実施をということですが、平成21年度から中学校では年度初め、小学校では3学期初めに、全学年対象に学習到達度調査を実施いたします。小学校1・2年生は国語と算数、3年生から6年生は国語、算数、理科、社会の4教科、中学校1年生は4月実施ですので英語は実施せず、国語、数学、理科、社会の4教科で、2・3年生においては英語を含んだ5教科で実施してまいります。

今までも各校で独自に取り組んでまいりましたが、一部の学年または教科が限られておりましたのが現状でございました。今年度2回開催しました町の学力学習状況調査等調査検討委員会において、町内の児童生徒の学習状況を的確に把握し、その結果を授業の中で生かし、学力向上に結びつけるには、町内統一した全学年の実施が適切と考え、新年度からこのように実施することにいたしました。

なお、実施の時期及び教科等につきましては、最初に述べましたように、小中学校や学年の違いがありますので、町内校長会等の意見を参考にしたものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)
堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

学力テストの公表は、過度な競争や序列化になるとして公表しない傾向にありますけれども、私はこれは違うと思います。実際、社会で生きていくのには、どうしても競争なしでは生きていけないと思います。特に私立なんかは、もう幼稚園から競争してあります。そしてまた、実際、高校、大学などでも競争ですし、さらに社会に出て就職といってもやっぱり競争ですので、いつまでもおてつないでというような状況にはいかないと思

います。社会に出たときに戸惑わないように、競争から生まれる反骨精神を育てるのが家庭であって、学校であって、それが教育現場だと思いません。中学校の統廃合も、これらが含まれてのことだったのではないのでしょうか。

全国学力テストの目的といえば、やはりテストをやって現場で生かす、それイコール個人個人の学力を上げるということだと思いますので、やはりそのためにはしっかり本人と、テストを受けた本人、そして父兄に公表すべきでないかと思っております。

それを公表されることによって……。家庭学習の時間が少ないとかって言ってますけれども、やはり自分の子供が学校で、学校とか平均してどの位置にいるのか、そして上回る、下回ると言われても、その少し下回るというのも個人個人によってすごい差があると思うんです。少しだったらこの程度でいいかって安心してしまえば、父兄の方だって家庭学習には身が入らないと思います。ですから、はっきり大和町の吉田なら吉田の学校はこのレベル、そしてその中でもあなたのお子さんはこういうところがまさってるけれども、こういうところがちょっと足りないので、少しこの辺に力を入れてくださいとか、はっきり公表された方が本人もいいし、家庭もいいし、家庭の学力にもつながると思いますので、21年度はぜひ公表に向けて取り組んでいただきたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

ただいまのお話、十分に承りたいと思いますが、学校教育においては、私たち一体に、競争ということではなく、切磋琢磨という形でとらえているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、確かに議員おっしゃるとおり、全体の公表ということはしておりませんが、それぞれ個々のお子さんに対しては、個別面談等を通してその結果等については知らせていることになっているところでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

これ参考までなんですけれども、全国学力テストの費用、小学校と中学校は43年ぶりと言われてはいますけれども、費用なんですけれども、2007年で約77億円、2008年度は2回目ということで下がって58億円、これだけ費用かけて学力テストをやっているんですので、やはりこの費用はぜひそういう切磋琢磨、生徒なり、学校間なり、教師同士の切磋琢磨にぜひ利用すべきではないかなと思います。

次に、2要旨目の町内学力テストの実施についてであります。これは実施されるということで大変よろしいかと思って、ぜひ実施に向けてお願いしたいと思いますけれども、これ中学生は年度初め、これはいいんですけれども、小学校は3学期となると、やはりどうしても……。夏休みというのが一番家庭学習なりに力が入る時期なんです、結構日数が、休みが長いものですからね。それで、3学期初めとなると、ちょっとこれ、違うというか、遅いんじゃないかなと思うんです。もし3年生の子供が3学期始まってからやって、それから今度いろいろな指導すると、3年生で覚えなきゃならないことが、今度もう少しで4年生に行ってしまうと思います。ですから、ある程度、3年生の夏休み前ぐらいだと、いろんな調査した中で足りない部分を家庭学習でするなり、あと学校で指導してくれるなりというのに役立つんじゃないかなと。ちょっと3学期では遅いような気がするんですけれども、その辺いかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)

お答えいたします。

議員おっしゃるように私たちも考えていたんですけれども、校長会では、3学期といたしても3月とかではなくて、1月早い時期の実施で、それで先生方が1年間指導した自分の責任をとりたいたいという、そういう気持ちがありまして3学期ということでございます。結果がこれは早くに出ますので、その残りの3カ月の中で調整、指導して、次の学年に送りたいという気持ちというふうに話をいただいたところで、その

ようにしたいと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)
堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)
実施につきましては、先生方の意気込みがあつてのこういう方法ですので、ぜひ子供たちの切磋琢磨につながるような取り組みをしていただきたいと思います。
これで私の質問を終わります。

議 長 (大須賀 啓君)
以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。
ここで暫時休憩をします。
休憩の時間は10分間とします。

午前10時52分 休 憩

午前11時02分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
16番桜井辰太郎君。

16 番 (桜井辰太郎君)
それでは、議長からお許しをいただきましたので、私の一般質問をいたします。
その前に、先日、大和中学校の卒業式が行われましたが、この卒業式、とても立派に行われました。再編されて2年目、中学校は今どのように校長先生初め生徒会や父兄会が中学校に新しい魂を入れようとしているのか、そんな様子を知るのは学校だよりでしかございませんでしたが、立派なものでありました。
私はこの学校だよりをいつも楽しみに待ち望んでおりました。昨年の12月には生徒会役員が改選された様子と生徒会のスローガンが載っておられました。目標は、「ほ

かの学校や地域の方々にとっても憧れのある学校になるようにしていきたい」と、あるいは「日本一の学校にしていきたい」という全校生徒の掲げた様子が載っておられました。職員室と、それから自治会である生徒会が、学校の校訓である「協和と自立」、その精神を今いろいろな形で作り上げている様子が卒業式の校長の式辞にもありました。生徒代表による送辞と答辞の中にはたくさんの言葉がありました。その中で、「数え切れない体験をさせていただきました。学校や両親に感謝をし、たくさんの反抗もいたしました。きょうはありがとう」という、そういう気持ちでいっばいですと素直に心をあらわしていたあの答辞や送辞、とてもすばらしく感じました。

それでは、一般質問に入りますが、私の「心の教育について」であります。この質問を取り上げたことは、仙台市保護観察所管轄保護司大沼えり子女史の本とめぐり会ったことが始まりであります。1人の少年の寂しい心を励まし、少年の笑顔に会いたくて、それがもう1人、もう1人のその笑顔に会いたいという、その一心のもとに自分の仕事をしてまいりました。その仕事の中で、さらに家族と家族の笑顔が見たいという、そういう気持ちの中で自分の仕事を通しての経験をつづった本がございました。それを読ませていただいたときには、とても青少年の犯罪に対する要因については義務教育での大切さ、義務教育での教育の大切さを感じたことが発端でございます。

今年の2月には、北海道で高校の男子生徒が爆弾を製造し、殺人予備容疑で逮捕されました。あのよう「はらはら時計」の製造方法を学んだのは、すべてインターネットであったようであります。子供も責められますが、もっと大人が責められるべきだなというふうに私は感じました。

また、神戸で発生いたしました少年による連続殺人事件、社会を震え上がらせたが、このように自分を抑え切れない、善悪の判断もできない現象や前後の見境もつかない青少年の犯罪が今世界中で見られる現象があるようであります。特に、自由な国家においては大変な問題になっておることは事実でもあります。

このような現象は、家庭と社会と教師と生徒の關係に、強制しない、あるいは制限しない、そして大目に見る、さらに、しからないという許し過ぎる社会の現象が余りにも多過ぎるのではないかというふうな感じもいたします。このような犯罪を引き起こす現象としては、今述べたようなことが原因の一つではないかというふうに私なりに感じております。

家庭においては、子供と真っ正面から向き合い、大人として生きていく上での必要

不可欠な教育がなされなくなっているようであります。犯罪を犯した子供の一節にこのようなことが書かれてありました。「私は何も教えてもらえませんでした。教えてもらわなければならないことを何も教わっていません」と子供が悲痛な叫びをしている様子がかがわれるような記事を見たとき、家庭での責任あるいは役割をこんなにも痛切に感じたことは私はありませんでした。親の権威を失わず、子供を甘やかす風潮から今こそ皆さんで脱皮しなければなりません。

昔から「地震、雷、火事、おやじ」と言われ、おやじは怖い存在でありました。おやじの一喝で縮み込んだ思いもたくさんあります。もちろん議場においでの方々の皆さんもそのようなご経験をなさった方も多いと思います。そして、しかられてきて成長してきたこのことに感謝をしている方も多いと思います。要は、子供を頭ごなしに怒ることは封建的であり非人道的であるとさえ言われる傾向にあります。むしろ、しかること、褒めることをあわせた教育観が必要ではないかということはもちろんであります。

初めに、しかることの大切さについて伺いをいたします。

私が先ほど述べたように、余り許し過ぎる社会となり、黙認あるいは放任が多くなってきたこの現象、また家庭からは家庭のしつけが失われ、親子の愛情が薄くなりつつある現象、家庭が少しずつ変化してきているのではないかというふうに感じられます。そして、許し過ぎる社会の中で学校の規律も低下しているようであります。

今、一般的には先生の権威を、否定とは言いませんが、認められないような関係があるように感じます。先生と生徒は単なる友人関係ではないことを強く感じなければならぬと思います。しかる心の奥底には愛情があり、愛情があればこそしかるわけであります。そして、しかられた子供は、しかられたことにより、何が悪いのか、あるいは何がけじめをつけなければならないのか、このように感じるように、やっぱりしかることについて考察をしていかなければならないと思います。

今回、私の質問は「考察してみたいかがですか」というふうに質問をいたしました。私の質問要旨、すべて「考察します」という一つの答えじゃなくして、私は、私のこの質問内容を十分取り上げていただき、私の質問とかみ合うような答弁を私はいただければと思っております。そのことによって再質問など私は本当にできないような答弁を望んでおります。

次に、教師と生徒の望ましい関係であります。教師についてはいろいろな職種があります。いろいろな職種の教師があることはもちろんご存じだと思います。今回の私

の教師というのは学校の先生を意味するものでございますから、どうかそれをご理解ください。

私は、先ほども述べたように、近年、先生を尊敬することが若い世代ほど少ないと、そのように感じられます。近年の学校の卒業式では、「仰げばとうとし」は古い教育とみなしているようであります。あるいは先生が生徒からうらやましがられるような、あるいは敬うような立場でないという、そういう感じでおられるのか、「仰げばとうとし」の歌が聞こえない卒業式が多いようであります。今回大和中学校で歌われた卒業記念合唱「振り向けば」は、この曲は全国で4番目に人気のある曲なそうでございます。

教育は、生徒の自主性を尊重し教育に当たらなければならないと、もちろん先生方も教育委員会も社会も考えております。何といても生徒と先生の関係は対等に近いものになっておるようであります。先生の肩や頭をなでてみたり、そのような行動が私は見受けられますが、そのような行動がこのように対等なことであり、そして、もう少しその対等なことから何が出てくるかということなども検討してみなければならないというふうにも思っております。

戦前は、「めだかの学校」と同じで、だれが生徒か先生かわからないような、そういう状況ではありませんでした。やっぱり先生がむちを振り振りそして教えていた。あのような状況がいいとは思いませんが、一つの規律をやっぱりつくり上げていくことも必要ではないかと思えます。

私は、その先生と生徒が対等な関係から、よく新聞で、あるいはいろいろなもので見られるように、先生へのいろんな口答えが生徒からあるという、あるいは暴言があるということなどもニュースの中で私は知り得ておりますが、何といても先生と生徒の望ましい関係というのはどういうことなのかということ考察してみる必要も私はあるというふうに思えます。高校生や社会人になっても先生を尊敬する生徒の育成を惜しまず私は進めるべきだというふうに考えます。

次に、体罰について質問をいたします。

子供の教育に当たり、家庭での体罰をどのように考えたらいのか、子育てに当たってどのようにかかわっていったらいいのかということ親は悩んでおります。もちろん私にとっても課題でありました。許し過ぎる社会にどっぷりとつかり、基本的な生活習慣を十分に身につけることができたか、いまだに考えさせられることがあります。子供のしつけを厳しくすれば体罰もあります。もちろん体罰は諸刃の剣でもある

ことも私は知っております。体罰は子供の心をゆがませることもあります。ですが、子供のわがままや非行を大目に見たり、あるいは知らん顔をすることはどうしてもできません。

我が国には昔、武士の家庭ではむちの教えという体罰があったようであります。現在でもある先進国では、家庭でのしつけの手段として、やむを得ないと考える中からむちを使われておるようでございます。何と、そのむちは先進国で10万本も売れているというのが先日のニュースにもなっておられました。親であれば本気で愛情を持ってしかってくれる親になるべきであります。体罰はあくまでも最後の手段として残しておかなければならないこともわかっております。

また、学校においては、許し過ぎる社会の中で生徒と先生が先ほど述べたように対等だと私は話した中から、殴ってみろだとか、そのような挑発するような、そういう言葉が数多く出てきていることも事実であります。そういう言葉をどのように処理したらいいのかということ考えたときに、先生方はどうしてもノイローゼになる先生もあるようであります。やむを得ず退職をしてしまう先生もあるそうでございます。だからといって体罰は許されるものではありません。こうした困難な状況をどのように解決していったらいいのかやっぱり教育委員会は検討し、そして考察をし、そして先生方に勇気を与えていくべき必要が私はあるというふうに思っております。

私は以上3点について質問をいたしました。私の質問の要旨は先ほど述べたように考察ということでございますが、私のこの質問の内容をお酌み取りいただき、どうか教育長のお考えをお聞かせください。

さらに、子供を甘くも辛くも鍛え、そして正しい人間観を持ち備えた子供の育成を、何といても親・学校・行政・町民が役割を分担し力を合わせ、そして、ともに力を出し合い、協力し合い、子供たちを立派な子供に育てていくことが私は大きな仕事だというふうに思っております。

日本のある政党の国家戦略本部では、「日本型移民国家への道プロジェクトチーム」という研究をつくり、発表しておられました。移民100万人の受け入れ、そして留学生もやっぱり100万人の受け入れを提言しておられました。優秀な人は働く場所も給料も得られますが、日本人であってもそうでない人は、移民に押し寄せられ、仕事さえ見つけられないという状況になる可能性もあると考えられます。何といても日本国民が迷わないような教育をしていかなければならないというふうに私は思っております。そのためには、もう少し国は教育にお金をかけ、優秀な国民

を育てていくべきでないかというふうに思っております。

以上、私は自分の考えを述べました。私の思いやりや町民の思いやりを全部代弁いたしました。ぜひ教育長の心の教育についてお聞かせをいただきたいと思っております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)

桜井議員の質問にお答えいたします。

近年の青少年の犯罪が凶悪化傾向にあるなどマスコミで取り上げられており、社会問題になっております。原因として、地域の都市化、核家族化、多様な価値観などいろいろ挙げられますが、学校や地域、行政でそれぞれ役割を分担して取り組んでいくことが、議員がおっしゃるとおり、大切なことと考えます。

まず、教師と児童生徒の望ましい関係では、毎日の授業はもちろんですが、部活動や特別活動など教室を離れた場所で活動をともにすることで、その関係を築き上げてきております。今後もそのような場で望ましい関係を築いていけるようにしていきたいと考えます。

議員がお話しされましたが、大和中学校生徒会では「ウイ・ラブ・スクール」をスローガンに、日本一の中学校づくりに取り組んでいます。その一例として、卒業式で3年生を感動的に送り出すために、放課後、生徒会が自主的に校歌の強化練習会を行っていました。このように生徒会や学級会の組織の中で児童生徒が自主的に活動できるような場を教師側が保障してやる必要があると考えます。

次に、しかることの大切さですが、やはり児童生徒が好ましくない行動をしたときには毅然とした態度でしかることが大切です。なお、行き過ぎた指導で児童生徒にとって身体的苦痛を伴うものは、体罰として法律で禁じられております。

また、学校現場だけでなく、家庭の中でも親が子供をしっかりとしかることは家庭教育において重要であり、PTAなどの研修会で啓発していきたいと思っております。

学校・地域・家庭・行政がそれぞれの立場でできることですが、特に学校支援地域本部事業を活用して地域住民が学校に協力できる体制の確立を目指し、開かれた学校づくりをすることで児童生徒が地域住民の方々と触れ合い、温かな環境の中で育て

いくことが心の教育につながると思っております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

桜井辰太郎君。

16 番 (桜井辰太郎君)

今答弁をいただきましたが、まさしくそのとおりでありますけれども、もう少しちよっと具体的に答弁の中から質問させていただきます。

私は「許し過ぎる社会」と表現をいたしました。この許し過ぎる社会ということについての教育長のその考えをひとつ聞かせていただきたいと思っております。

それから、特に卒業した子供に対する先生への尊敬の念、このことについてどのように教育の中で具体的に指導していかなければならないと考察しておられるのかお聞かせいただきたいと思っております。

それから、体罰であります。私も述べたように、体罰はやっぱり最後の手段としてこれはとっておかなければならないことでもありますけれども、体罰については本当に教育委員会や校長会、先生方とご議論なされたことがあるのか、そのことももう少し詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

何と云っても、これからの子供たちへの教育というのは、自主性を尊重しながら教育に携わることによる先生と生徒や家庭、あるいは社会との関係が、どうしてもその決まりが薄くなり希薄になってくるのが懸念されるわけでもありますから、もう一つ詳しく教育長の私の今の質問に対する考察内容をお聞かせいただきたいと思っております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教 育 長 (堀籠美子君)

初めに、許し過ぎる社会ということについてということですが、学校におきましては、やはり集団生活の中ですので、いろいろな約束事がございます。それに沿って先生方も指導、それから児童生徒もそれに沿っての生活ということになっております。学校だけでそういうことをしてはなかなかその成果は得られなく、どう

してもこういう社会においては、家庭それから地域とのよく話し合いの中で、どの辺までが子供たちにとってよいのかということ話し合って進めていかなければいけないというふうに考えております。恐らく、その三者の関係の中がなかなかつながりが十分でないケースが多いので、このように許される状態が出てきているのかなというふうに考えているところでございます。

また、卒業した子供たちに感謝の気持ちというんでしょうか、そういうふうな気持ちを抱かせるにはどういうふうな学校生活がということでございますが、やはり述べましたように、日ごろの授業、それから授業以外での活動、そうした場面での先生と子供たちのつながりというんでしょうか、関係を築いていくということが大事だというふうに思っております。その一つ一つが積み重なって、卒業式において先生それからご家族に感謝する気持ちというのは出てくるんだろうと思います。

なお、宮床中学校においては、町長さんが出席されておられましたが、「揚げばとうとし」の歌が歌われたと聞いております。

それから、体罰については、これは本当に大変な、教員の世界においてはこれが禁じられているために、いつも公表されますし、どの資料を見ても出ておりますので、校長先生方も十分知っておりますし、また私たちもこのことによって子供たちに与える大変心理的な状況というのは理解しているつもりで、これはやはり法を守るという点からも絶対許されることではないというふうに考えております。

それから、一番最後の質問が大変難しいんですけれども、やはり子供たちと接するにおいて、教員が、何ていうんでしょうか、もう少し深く、深くというと難しくなってしまうんですが、やっぱりどんなふうに生きたらいいのかとか、今の自分は何なのかとか、そういう何か自分に問いかけるような生活というんでしょうか、考え方を先生方が機会あるごとに話してほしいなというふうに思います。

例えば、そうですね、社会科などでいろいろ歴史的な経過とか地理の数量とか出るんですけれども、そうしたときに、そのときみんなはどんなふうに生きたらいいのか、そういうときどういうふうにしたらいいのかということをやっとだけでも問いかけてもらうということが、そういうことを積み重ねていって義務教育の中で卒業していくとよいのかなというふうに思っているところです。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

桜井辰太郎君。

16 番 (桜井辰太郎君)

今、私の質問に対して教育長が述べられましたが、やっぱり私も感じているように、皆さんも感じているように、教育が本当に難しい中でも、やっぱり先輩である私たちは常によいことや悪いことを子供たちに教えていく、その気持ちが皆さんになれば大変な社会に落ち込んでいくようなことが教育長の答弁の中でおわかりになりました。

私は、今回のこの質問は、教育長に難しい教育のあり方について少しのエールを送ったわけではありますが、どうか私のこの要旨について、たびあるごとに検討を重ねながら、立派な子供たちを育てていくことを私はご期待をして質問を終わります。ありがとうございました。

議長 長 (大須賀 啓君)

以上で桜井辰太郎君の一般質問を終わります。

6番高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

それでは、質問を早速させていただきたいと思います。

まず、「施設介護サービスの充実強化」という観点からお伺いをいたします。

介護保険が制定され、着実な定着を見ながら3年のローテーションを繰り返して、この4月から新たな期間に入るという状況の中で、この施設介護について、私たちの町ではどういう状況にあるかという現状を改めて確認をさせていただきたいというふうに思います。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、療養型病床群、あるいはグループホーム、こういった施設サービスの拡充というものは、私の町だけではなくて、全国で拡充が期待をされております。この推進に当たっては、大和町の高齢者福祉計画やら介護保険事業計画の中で、その動向を示しながら、そのサービスの量と需要に極端な乖離がないかどうか見きわめながらの運営をされているんだろうというふうに思いますが、現状はいかがなものかなというふうに感じております。このことについて、今後の整備計画を含めた保健施設あるいは福祉施設の機能強化の基本的な考え方についてまずお伺いをいたします。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
それでは、お答えいたします。

「施設介護サービスの充実強化」についてでございますが、平成21年1月での施設利用者数につきましては、老人福祉施設、特養老ホームでございますが、63名、老人保健施設で69名でございます。19年度と比較しまして老人福祉施設では4名増で、月平均59名、老人保健施設では11名増の月平均58名となっているところでございます。

現在計画中の第4期の介護保険事業計画では、施設サービス見込みといたしまして平成23年度には老人福祉施設で78名、老人保健施設でも78名と推計をしているところでございます。また、町内の方で特別養護老人ホームへの入所希望者につきましては、平成20年10月の調査でございますが、自宅待機の方が28名、病院入院中待機者が27名、その他施設入所での待機者43名の98名となっているところでございます。

今回の計画につきましては21年度から23年度まででございますけれども、この計画におきましては、特別養護老人ホーム、老人保健施設などの新規増設の設備は見ておられないところでございますが、自宅介護の困難な方、認知がある方などが入居できる高齢者グループホーム、4ユニット36名の予定、21年度は18名でスタートということでございますが、このグループの設置を検討しておるところでございます。

今後の高齢者、介護認定者の高齢者の増加に対応するためには施設整備は必要不可欠なことと考えておりますが、施設ができることによって町民の方々には保険料の増額という負担につながってくることから、まず、その説明会、町民懇談会等で話し合いを進めながら計画をしていかなければいけないと、このように思っておるところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

さきの補正予算あるいは条例審議の中にも、この介護保険の条例改正、可決を見たわけではありますが、その中でもご説明をいただいて、今お話のあったグループホーム

を計画をするということのようでありますが、その見込みも数字としてもとらえておるようなデータもいただいたわけでありましたが、そのとき伺いをした折に、なぜそういうグループホームの建設をしようと、建設というか、そういう施設を整備しようとしたかという、その経過というか、それに至ったものが、お聞かせをいただきましたかと思いますが、お答えがなかったんですね。この施設サービスの中で地域密着型グループホームというものに今回の計画で向いたその意図をお聞かせいただきたい。

と申しますのは、大和町には既にグループホームとしてすずらんが設置をされておるわけでありまして。それとの兼ね合い、あるいは今回の質問の中で示させていただいてる特養や老健との比較検討がどのようになされたのか。そして、このグループホームを仮に利用した場合に、その利用者はどれだけの利用料を払わなきゃならないのか、こういったことをできれば詳しく教えていただきたい。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、今回の計画といいますか、の中にグループホームがあり、施設整備が入っていないということに対して、どうしてこういう方向になったんだということですが、まず、老人福祉施設、特養とかそういったものにつきまして、建設ができる設置主体といいますか、につきましては、市町村、また社会福祉法人、また医療法人というふうになっているところでございます。そして、この計画に当たりますと、県の許可といいますか、いう状況でございますので、県との当然ながら相談も必要となってまいります。

事業計画するに当たりますと、その県との計画、病床数等の枠があるための計画をするわけでございますけれども、例えば今年度の計画、今年度、21年からスタートする第4期になりますか、につきましてやる場合には、全体の枠といいますか、その宮城県全体の枠の中で計画、病床数等が検討されますので、ある程度早い時期に県の方に申し込みをして、そして県の全体の調整をした中で今年度からスタートする段階に持ってくるということで、いろいろ事前にそういった申し込みが必要であるということもあります。大体少なくとも2年ぐらい前にはそういった計画なり、そういったものを県の方に示しをした中で次期の計画に取り組むという、そういった予定といい

ますか、そういう状況になっているところでございます、今回、先ほど申しましたけれども、社会福祉法人、医療法人の方からの申請につきましては、その段階でなかったと。申請についてなかった。したがって、計画の中に盛り込むという状況にはなかった状況で進んできたということがございます。

グループホームにつきましては、町の方でのある程度の判断というところもございまして、町の方での判断も計画の中に入れておるところでございます。その中で今回組み込んでおります。

また、費用の負担ということでございますが、現在、国の方でこれは、グループホームだけではなく、療養型のあれして、特養とかそういったものにつきましても、設定、設置について、ユニット型と申しますか、個室といえはよろしいのでしょうか、そういったもので設置をするようにというような方向になってきておるところでございます。したがって、個人的、その部屋代とかそういったものがついてきますので、いろいろご負担が大きくといえますか、これまでのイメージの特養とか老健施設のイメージとはちょっと違った形のものに今後なっていくつつあるのではないかというような考え方もあります。

今回のグループホームにつきましてでございますけれども、どのぐらいということで、私、最終的な数値ではございませんが、部屋代が例えば3万5,000円とか4万5,000円とか、あと食費が同額ぐらいかかるとかということで、10万円以上、10数万円というお話では伺っておるところでございます。

議長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

今のお答えの中で、そのグループホームの設置については、町の考え方を示したということですかね。それに対して、特養、老健については、そういう申し入れが、前もっての申し入れがなかったと、だから今回の計画には反映されてないんだというお答えのようではありますが、ちょっと矛盾したお答えに私は聞いてしまうんですけどね、一緒と違うかなと。金額のことについては10数万円というようなことで伺いました。

それで、ここに来るまで私も、町長もご承知のとおり、何度かこのことについて意

見の交換をさせていただいてきております。特にこういう改定時期の前後に私の考え方を述べて、町の考え方を伺ってきたという経過がございます。

ちょっと振り返ってみました。2001年の9月、まず1回目、私がお伺いしたときには、当時、大郷、あるいは大衡、あるいは富谷、この時代には町が助成をして町が主体的に特養を設置したと。大和町は、その都度その事業者に対して町の税金を投入して整備をしたと。そのときに私は「同じように大和町も周りの協力いただいてやらうかどうか」というお話をしました。そのときにはどうお答えになったかという、「待機者全員がそういう施設を利用するのは、それにこしたことはないだろう」と、「でも、それについては条件的にも財政的にも大変厳しいものがあるから検討します」というようなお答えだった。

続く2004年に伺った折には、どうですかとお伺いした折には、先ほどの答えの中にもあったように、「県計画には大和町への設置について予定がないから、次の計画のときにでも検討しますよ」というお答えだった。

続いて2005年の12月、どうですかと伺った折には、「次期の計画では予定しません」というお答えだった。で、先ほどご報告をいただいたとおり、結果どうなったかという、特養の待機者で先ほどのお話あった98名の大和町の方の待機者がおられる現在を迎えているということと、近隣の先ほど言った大和町の税金を投入した施設を含めて、近隣の特養の状況、ご承知かどうかわかりませんが、私が聞いた範囲では、一番待機者の少ない施設で100名を優に超しているという状況であります。

このほかにも、先ほどお示しいただいたとおり、病院のベットをお借りしながらそのあきを待つてらっしゃる方も多くいらっしゃいますし、その町で把握されているのは多分介護認定を受けた方々の数字であろうと思います。そうでない方々の数字を含めると、これまた膨大な方々がお待ちをしている状況であります。

それで、何が過去から状況が変わってきたかという、一番は、法改正がなされた06年、要するに在宅サービスが制限されたんですね。それによってどういうことが起きたかという、家族の人たちの介護に対する、当然家族ですから、時間がとられるようになったわけでありまして。そのことによって、転職あるいは離職ですか、そういうことによって家族の介護をせざるを得ないと。それも40代、50代という社会的あるいは経済的に一家を支えなきゃならない立場の方々がそういう状況に追い込まれていると。その数はもう年間で15万人とも言われている。さらに、この不況の追い打ちをかけて、その介護離職がふえる、イコール共倒れがふえてきてしまったという状況なわ

けです。

病院での入院に1カ月どのぐらいかかるかという、大体内科的な治療で6万円前後、特養でもやっぱり6万円から8万円、老健施設で11万円から14万円、在宅でホームヘルプを施設に預けてると同じような体制を、シフトを仮にしたとすれば20万円台の後半から30万円を超えると、こういう費用。それと、先ほどお答えいただいたように、グループホーム、これもやっぱり15万円。これ町長どうでしょうか。国民年金の方がこの1カ月の費用を負担するということは、もう物理的に不可能ですよ。要するに、高額な年金受給者、あるいは先ほどの家族の支え、経済的な支えがあって初めてこういう施設が利用できるという現実なわけです。

ですから、そういう状況が現実にあるんだということを改めてここで確認をさせていただいた上でですね、保険者である大和町、介護保険事業者である町長としては、今の状況をどのようにお感じになられているのかお聞かせをいただきたい。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず、先ほどの答弁の中でグループホームは町で、老健は県だからということで、計画に入れた、入れなかったという説明、ちょっと言い方がまずかったかもしれません。許認可権といいますか、そういったものについてですね、老健なり特養なりにつきまして、その申請を受け付けて許認可をする窓口が県であるということ。ですから、県の大きな枠組みの中で、そこで、もしその計画の中で全体として大丈夫であれば入れますよ、だめであれば今回入れませんということになってございます。グループホームにつきましては、県の方に申請することなく、町の方の裁量といいますか、申請を町の方に受けまして、町の判断の中である程度のところは……、もちろん県の指示、指導は受けましても、そういうところできるということでございますので、そういった意味では、特養とかにつきましては、町の方に来られても町の判断だけではできないところがある。グループホームにつきましては、その点少し町の裁量の中でできるということでございます。決して特養とかそういったものを除いて、そしてグループホームにシフトして考えたということではないので、そこはちょっと私

の言い方がまずかったとすれば訂正をさせていただきたいと思います。

それから、これまでの経緯につきましてということでお話をいただきました。確かに介護保険制度が始まる以前のそういった施設につきましては、町村が、すべてではないにせよ、土地を提供するなりをして、そして事業者の方々が建物を建てる。また、そのものに対して他町村からも、それぞれの町村で枠をもらおうといったら変ですけども、大和町からじゃあ10人だったら10人分ぐらいということで、その分の応分の負担をしながらやったという経緯があると聞いておりますし、大郷の件とか富谷のときは私でしたが、そういった経緯でやったことがございます。その後、介護保険という制度で大きく変わってまいりました。制度のあり方の中ですね。

介護保険につきましても、お話のとおり、そういった施設等で見える部分から、居宅介護といたしますか、家族で面倒見るという方法にまたシフトがなったということございまして、現在は地域密着型、居宅介護を中心としたといたしますか、そういった方にウエートを置いた中での制度になっているというふうに思っております。

先ほどありまして、そういった中で、今の状況についてはお話あったとおりでございます。病院に入院につきましては6万円と、また老健施設等につきましては特養の場合は6万円から8万円ということで、在宅の場合は20万円もかかるんだということで、そういったことで、我々がつかんでる数字、これにつきましても待機につきましては、いわゆる要介護認定者といたしますか、という数字ということでありますので、ほかにもっと大勢そういった施設もしあれば入りたいという方々がいらっしゃるというふうにも考えているところでございます。

そういった中で、今の状況について決してこのままでいいのかといたら、居宅でやるという方向はあるものの、その介護する方のケアといたしますか、そういった部分については必要でございますので、そういった意味で今の状況が決していいというふうには思っておらないところでございます。

新しく施設をつくる場合には、先ほども申しましたそういう許可の問題もありますし、もう一つには、ユニット制というものがあつた中で、どうしてもその費用の負担が、個人費用の負担は多くなってくる現状にあるんだというふうに思っています。これは国の方にお願いをしていかなければいけないんだというふうに思いますが、施設のあり方、ちょっと話は変わるかもしれませんが、そのユニットということだけではなくて、やはり、何ていいますか、大人数が入る部屋等における部分での費用の軽減した受け入れができるとか、そういったもののお願いの仕方、これは施設関係者の方々

もやってるようでございますが、そういったことはやっていかなければいけないんだらうなというふうに思っております。

そういった中で、年金の負担だけではなかなか難しいというのが現実だというふうに思っておりますが、そういった状況でございますが、町としてグループホームを進めていくということについて、少しでもこれは、金額のことはあるわけでございますが、在宅の方々についてのお手伝いといいますかね、そういった一助にはなるものだというふうにも思っておるところでございます。

このまま、これだけでいいのかといえば、まだまだ考えなければいけないことがあるのかもしれませんが、まず、今できることとして今回のユニット18床、当面18名ということでスタートしますが、そういった対策を講じながら、対策といいますか、協力をしながらやっていかなければいけないと思っております。

あと、その施設につきまして増やすことは、先ほども申したところでございますが、どうしても介護保険料の方へのはね返しといいますか、そちらもどうしても出てくるところがございますので、そういったものについてのご理解等につきまして、第1号被保険者等の方々にもご理解というか、ご説明を申し上げた中で、いろいろご意見を入れながらやっていかなければいけないんだというふうに思っております。

議長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

今ご説明をいただいた中で、現状が現状ですから、まず現状を十分に理解として深めた上ですね、今後の対策ということにはなろうと思うんですが、やっぱりどうしても、このグループホーム、さまざまな手続、あるいは考え方が一番ベストだということで今回もこの方法をとろうとしたということなんでしょうが、どうもその経緯というものがよく私には伝わってこないんですね。先ほど言ったように、老健よりも収容人員は少ないし、あるいは利用料はそれよりも高くなるだろうし、あげくに、老健なんかとの一番の違いは何かというと、お医者さんが常駐している施設かそうでないかという、その利用者にとっての利用の満足度というんですか、そういったものが相当、次元、レベルが違うんだらうと私は思います。その中でこういうふうに設置されたというのがどうもよく伝わってこない。

そして、施設整備についてはやらないとおっしゃらない。先ほどのお答えの中では、必要不可欠なものだという認識があるから、今後の対応、高齢者に向けては考えていきたいというお答えですけれども、これも言い方なんだろうが、先ほど言ったように、これからの高齢者じゃなくて現在いる高齢者ということ。先ほど言ったように、都度都度積み重なってきた高齢者の方々は、じゃあ一体どうだったんだと、どうなんだということを踏まえないといけないわけでありませう。将来に備えてというようなことを考えるのであれば、やっぱり現状をきちっと把握した上でやらなければならないというふうに思います。

ですから、先ほどの保険料の値上げというんですか、改定も当然あるから、町民との懇談を含めた中で話し合いをしたいというふうにお答えになりましたけれども、今回のこのグループホームについては、だったらば、どこで何ぼ上がるというような相談をしたのか、そういう議論があったのか、そういうこともお聞かせをいただきたい。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

経緯について、まずなかなか伝わらないということでございますけれども、今回のグループホームにつきましては、そういったお申し込みがあった中で検討をさせていただいたということでございます。老健施設等につきましては、先ほども申しましたけれども、町村でやるということになればまた別ですけれども、そういった社会福祉法人なり医療法人なりからのお申し込みもなかったということございまして、その部分についてはグループホームの場合はあったけれども、そちらはなかったということでございますので、そこでまず一つの違いがあると思います。

それから、いろいろ工夫ということでございますけれども、実は黒川病院を医療法人にやったときに60床の増床しております。その60床につきましては療養型を計画をしまして、それで60床の申請をして、県からその60床の許可をもらい、そして費用負担につきましては、医療法人の方でこれから療養型をやることによって、いろいろ経営的な問題もちろんあるわけでございますけれども、中でやっていくということで、費用の負担は6億、7億ほどでしょうか、法人の方で負担をしてつくりました。そし

て、スタートをする直前になりまして国の法律がまた変わりました、療養型の点数が10分の1ぐらいに下がったんです。それで、10分の1に下がったのではとても経営がやっていけない。やりたいというか、そういった気持ちは十分あるんですが、黒川病院の経営の立て直しということもございますので、やむを得ず今はリハビリ型に切りかえた経緯がございます。そういった意味で、60床というものにつきましては想定外といえますか、本来であればそういったものがあって、そういった方々にもご利用いただけるというふうに考えておったところでございますが、そういった事情もあってできなくなった経緯もございます。

それから、値上げになるのでということでございますが、今回の3,500円から3,800円という形の中で、住民の方々にこのことについて値上げについて個々にお聞きしているところではございません。審査会の中では当然検討していただいております。

金額的に、細かいところまでちょっとあれですが、金額の多寡ではないのかもしれませんが、グループホームの場合であると、大きな金額、幾らかから大きな金額というあれはあるわけですが、例えば特別養護老人ホームで50床整備すると、多分、概算ですが、700円ぐらいの、それだけでですね、アップを見なければいけないんじゃないかというふうに考えておりますし、また老人保健施設の整備につきましては、例えば100床、希望の杜ですか、100床ぐらいございますが、あそこで町内利用者70%ぐらいございます。この規模でいった場合に、おおむね990円ぐらいのアップを見なければいけないんじゃないかというような試算はしているところでございます。そのこととございますと、金額の多寡から言われれば……、多寡でないということでお話したと思いますので、そのとおりだと、そういったこともあるかと思いますが、グループホームにつきましては、その10分の1以下ぐらいの、通常のことと変わら変わすけれども、その期間でのサービスの上昇なり、そういった中でカバーできる金額と申したらよろしいのでしょうか、そういった金額というふうに想定しておりますので、今回の場合は、住民の皆様方に直接お話をして、こういった形で値上げをするということは、意見の聴取といえますか、そういったことはやらなかったところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

途中ですが、ここで休憩をします。

再開は午後1時とします。

午後0時07分 休憩

午後0時57分 再開

議長 (大須賀 啓君)

少し早いんですが、再開をします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

高平聡雄君。

6番 (高平聡雄君)

先ほどのご答弁の中で、グループホーム、そして老健、特養、その中で申し出があったのが今回はグループホームだから、それを最優先に町の考え方を加えてやると。そのことについては、待ち望んでいらっしゃる方がいるという観点からすれば、できるだけ早く整備に向けた努力はぜひ行っていただきたいというふうには私も思います。

しかし、一方で、ご答弁いただいているその施設利用が申し出がなかったということが、果たしてどれだけの、町の担当あるいは保険者としてですね、アンテナを張った中での状況だったのかということが私としては課題だったのではないかと。全くその気配もなかったのかと。

先ほども申しましたように、一般的には、今現在ある施設と同様の形をとるよりは、多面的な、例えば先ほどおっしゃったような例えば療養型の病床だとか、あるいは老健だとか特養だとかっていう、現在、新たな対応の方に目を向けるということが、私としたらば、目を向ける方向としてはそちらに行くのかなという観点からお話を申し上げたわけで、現時点では、先ほど言ったように、過去の経過からいって、大和町で整備した、あるいは大和町に新たに特養なんかが設置されたという経過がない中で、そういうものに対する、あるいは老健の希望の杜……、希望の家ですか、希望の家以降のそういう需要動向なんかを見た場合に、そちらの方も当然事業者も町としても優先の検討課題には上がったのではないかなというふうには私は思ったものですから、そういう経過が先ほどの答弁の中では全くなかったということが逆に不自然だというふうに思うんですが、町長のご認識としては、その気配すら、あるいはそちらへ

の誘導すらなかったということだったのか、その点だけもう一度お聞かせをいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

気配とか誘導というのは、そういった老健施設とか、そういった施設についてという意味でしょうか。（「はい」の声あり）

このことについて、町としまして、こういった施設について誘致といいますか、そういった対応はやっておられない状況でございます。この状況について町で……、グループホームについても町で誘致というような形のものではなくて、事業者の皆様方がそういった状況を考えて中で今設置を考えておられると。

昔ですと、施設があると、そこに住所を移さなければいけないとか、それによってその地域の保険料がふえるとかということでございましたね。今は住所地特例というのがありまして、平成7年以前の方は別としまして、それ以降につきましては住所地特例がございますので、例えば大和町につくっても仙台の方がお入りになることももちろん可能ですし、大和町にそういった方が来られることによって大和町がその負担がふえるというものでもないものですから、そういったことで町がそういったものを拒否するといいますか、以前はそういったことも多少あったところはあるんですが、そういう状況ではないというふうに思ってますので、逆に言うと、施設を建設なり営業する方が、そういった、何ていいますか、言葉悪いかもしれませんが、需要といいますか、そういったものを見越した中、または、そういった地域性とか見た中での位置の設定といいますか、そういうのをやられるのではないかと。やはり施設としてのもちろん福祉の大きな役割はございますが、経営する方にとっては経営ということもございますので、そういった意味での場所の設定なり、そういったこともやられるのではないかなというふうに思っております。そういった意味で、町としまして、こういった企業さんじゃない、そういった施設にですね、おいでください、今必要ですからというような手だては特別はやっておらない中でございます。

それと、そういったほかの町の……、あと気配といいますか、向こうさんから来られるという中でございますけれども、今やはり制度が大分変わってまいりまして、地

域密着型なり居宅型なりというふうにも変わってきているところがございますので、シフトされているところがございますので、そういった意味で老健、特養とかというものについての……、取り組みが業者さんとして、その考え方もちょっとシフトしているのかもしれませんが、町の方にそういった打診というか、そういったこと私多分聞いてないので、町の方にそういったものはなかったのではないかと、老健とかについてはですね、というふうに思っているところです。

議 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)
ちょっと角度を変えますね。
県の第4次プラン、元気プラン、この間その全貌が明らかになったわけですが、これも同じく、間もなく始まるものでありますが、この明らかになった状況を、今の前提のこれまでの現状を確認した中で、この県の元気プランについて、どういう感想をお持ちになっていらっしゃるかお聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
申しわけございません。県のその第4次プランたるものについて詳しくは見てございませんので、今ちょっとその所見については申し上げられません。

議 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)
これも報道になっておりますので、あとご確認をいただきたいと思いますが、今の前提に立ってですね、要するに施設整備を加速すると、それも大幅に加速すると。中でも、例えば特養については仙台圏域だけで 647床、老健で 950床で、先ほどお話を

いただいたユニット型という個室型のみならず、多床型の施設に対しても村井知事は大きく助成の枠を与えたということでもあります。そういった前提をもってですね、今後、今言ったように、ここにお示しをいただいたように、増加に対する施設整備は必要不可欠だとお答えをいただいておりますが、今言ったような状況等をかんがみて、どういう町として対応をとられるのかお聞かせいただきたいというふうに私は思ってお伺いをしたわけですが。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

県の方向がそういうこと、施設についてですね、そういう方向であるということでございます。先ほども申しましたけれども、現在、国の方の整備の条件となっているのがユニット型ということでございます。そのために利用料金が高くなるということで、国の基準はあくまでユニットということでございます。

先ほどもお答えしましたけれども、その中で答えの中で申しましたけれども、今後、多床型ですね、いわゆる多床型、そういったものの割合を増やすとか、そういったものを県もやっておられ、県を通じながらやっていくということで、そういったことは必要にはなってくるんだらうというふうに思っております。そういったことによつて、入る方の費用の負担とかですね、そういったものについて安価にといいいますか、いうふうになってくると思っております。

必要不可欠という言葉になっている。必要不可欠って、そういったものについて必要性は当然、今の状況であれば、そういった必要性は全体としては必要だということをおし上げておきまして、必要不可欠ということについて随分ご強調されるようでございますけれども、そこのところはちょっと余り誤解なさないで、全体として当然そういった需要がある中では必要であるという意味合いでございますので、もし私の言い方が悪かったら、誤解を招いたとすればあれでございますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

県の保健福祉部ですか、こちらの方では、要するに手挙げ方式というか、申し込みがあれば優先して認可をしていきたいという基本的なスタンスを持っていると。ですから、当然、ぜひ大和町でも検討されてもよろしいのではないかなというお話があるわけでありませう。

また、強調したわけではないんですよ。ただ、私は必要なんじゃないかなというふうには思っております。ですから、先ほど前段のお話で、町長のところに情報が届かなかったから、まずなかったんだらうというお話をいただきましたが、私もこれも長年勉強させてきていただいている中で、さまざまな情報の中では、何度か大和町へのそういう施設を考えたいというような話は聞いてございます。そういったことも含めてですね、ぜひ……、何よりも、先ほど言った利用者の方々が費用の負担が上がりますよということはもちろんですが、必要性についてもですね、町民の方々とよくお話し合いをしていただいて、私個人の意見としては、早期にそういった施設が町内に整備されることを望んでおりますので、この質問については終わりにさせていただきたいというふうに思います。

次に入ります。今度は営農指導の話題であります、「農家の本分は事務処理ではない」ということでお話をさせていただきたい。

19年度に始まった経営安定収入減少緩和対策を初めとする各種交付金、助成金あるいは補助金の享受は、担い手とされる認定農業者が集落営農組織に集約をされつつあります。このことを踏まえて、JAを中心とした営農指導体制の強化が図られて、特に一元経理システムについては指導員をあてがっておりますが、どうも不十分であるという状況だと認識しております。

ご承知のとおり、農業簿記もこれまでの単式損益計算だけではなくて、バランスシートを含めた複式簿記になり、その上に構成員の管理、俗に言う集落ですから、AさんからZさんまでの個人の所得の管理、あるいは販売の管理、作業の管理、購買の管理、財産のある組織については減価償却、最終的には損益の分配まで、これまで経験をしたことのないような過重な事務処理に追われている状況であります。このことに多くの時間を割かれ、集落営農組織は翻弄されていると言っても過言ではないと思います。

言うまでもなく、農業者の本来の役割は、安全で安心な食糧の生産と自給率向上にほかなりません。この現状について、町として関係団体とともに支援センターの設置

を図られるべきではないかなという観点から、集落営農、担い手支援に対する町の考え方や方向性について伺います。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、平成18年度から集落営農がスタートいたしまして、大和町では現在22の集落営農組織が地域営農や所得安定対策などの活動に取り組んでおるところでございます。

ご質問のありました担い手組織の一元経理事務などを受託する支援センターの設置についてでございますが、今年度、宮城県で集落営農組織に現在の組織運営上の課題等について27項目を設定し、聞き取りによる調査を行ったところ、仙台管内におきましては、経理処理についての課題が各組織が課題として挙げた2番目に多い項目でございます。議員のご指摘のとおり、経理処理が各集落営農組織で組織運営の上の大きな課題となっていることは事実でございます。

これらの状況を踏まえまして、JAあさひなどでは、JAで独自に開発した集落営農一元経理システムによります経理処理を推奨し、各組織の経理事務の負担低減を図るとともに、パソコンによります経理処理と複式簿記の講習会の実施や指導員の配置の上、集落営農組織への経理処理の指導と支援を行っており、また宮城県担い手育成総合支援協議会では、担い手を対象といたしました経営相談と営農指導、講習会参加や研修視察への助成、法人化へ向けての活動費用助成などのさまざまな担い手育成支援メニューをそろえました。担い手アクションサポート活動を実施し、支援が行われておるところでございます。

議員ご指摘のとおり、農家の本分が安全安心な農産物の生産などにあることは言うまでもございませんが、しかし、担い手、とりわけ将来の法人化を目指す集落営農組織には、単に農産物を栽培する生産者から販売や経理も含めた経営者への転換も求められているところであり、経理事務も含め、集落営農組織内での役割の分担や企業等を退職した地区住民の活用などによる効率的な集落営農活動への展開も期待されます。

今後、各種補助事業などを活用した担い手への支援策や支援体制の整備について、

先進事例を参考にし、黒川郡内4町村で組織いたしております黒川地域担い手育成総合支援協議会、この事務局はJAあさひな集落営農企画室でございますが、この協議会や関係機関と連携の上、検討してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

農業改革大綱ですか、こういったものを初めとして、大きく農政転換が毎年のように図られて、戸惑っているというのが農家の現状だろうと思います。その中でも大きなこの19年からの、昔でいう品目横断的経営安定対策というんですか、これが水田畑作経営所得安定対策というように名前を変えた。これが、例えば中で使われていた言葉だけでも、げた対策、黄げた、緑げた、ならし、あるいは経理の一元化、こういったものが新たな名前が変わったりだとか、もう混乱に次ぐ混乱なんですよ。

さらに、この対策に加盟する条件としてどういうことが定められているかという、ご承知のとおり五つあって、その中でも、今回テーマに取り上げていることですが、共同販売経理を行うことというのがその制度に入る条件なわけです。要するに一元経理をしなさいということなんですね。

先ほどお話をいただいた22ですか、大和町には集落営農組織が立ち上がったというお話で、私のデータがちょっと古いのかもしれませんが、20年の9月現在では20があるわけでありましたが、今言ったように、それからまたふえている。今後もふえるであろうということの状況の中で、これまでの町が行ってきたこの先駆的な取り組みというか、この22の集落営農組織が立ち上がっている町村というのはそんなに多くない。それは、郡内はもちろんのことですけれども、県内でもトップクラスだということで、これはもう、まさに町が先導されてですね、大和町の1,200戸にわたる農家を指導したり誘導されたりして取り組んでこられた大きな功績だろうと私は評価をさせていただきますし、ぜひその姿勢を持っていただきたい、さらに続けていただきたいということを感じております。

そういった中で、今言ったその制度的なものがどういう影響を及ぼしているかというと、先ほど言った、例えば大和町という一般会計のその予算とは違って、企業会

計。要するに、先ほど言ったように、損益だけでは済まされないものにこの制度がな
っちゃってるわけです。例えば預かり金、そういう扱いで、利益にも損にも当てはま
らない金が、国から県を通じて、町を通じて、農協を通じて、結果としてその処理を
集落営農がしなきゃならない。ずっと通過して、その処理は集落営農がしなきゃなら
なくなってる。ですから、やったことのない複式簿記、それも多いところだと40~50
人の構成員に対応するそういう処理を、経験の浅いというか、まずやったことない人
がほとんどやっているということなんですね。

ご承知かどうかわかりませんが、この一元経理で最終的なところまでいった組織と
いうのが、大和町の中でこの22のうちどのぐらいあるか町長ご存じですか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
今のご質問、ちょっと意味が……、決算を1人でやったという意味なんでしょう
か。ちょっとそこまでは存じておりません。

議 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

先ほどの農協のシステムで最終的な決算を迎えられたのは、多くて四つかな。鶴巢
が2カ所……、3カ所か。鶴巢3カ所の落合1カ所というような状況なんです。です
から相当、残念ながら、混乱をしちゃってると言わざるを得ないと。この4カ所につ
いても、相当の、連日午前になるような作業をやってですね、処理に追われて何とか
形づけるというのが現状なんですね。

そこまでやらなきゃならないのかなというふうに私も思って、改めてこの対策の要
綱を見てみると、こういうふうにあるんですね。

収入減少緩和対策の積立金並びに交付金は、税務上どのような扱いになるかという
ことで、収入減少緩和対策において、農業者が拠出する積立金については、農業者が
積み立て管理者に対して積み立てている預け金としていることから、拠出も支払いも

先ほど言ったように課税関係は発生しないと。要するに預けてるんだと。しかし一方で、国から交付されている交付金については、総収入金額、要するに雑収入に計上して課税関係が生じますよと。一方では課税が生じるよと、同じものであっても。また、農業者が収入減少緩和対策に係る積立金を拠出した場合は、貸借対照表の資産の部に経営安定対策積立金等該当積立金であることがわかる勘定科目で計上して、積み立て管理者の交付金に伴い返納された場合は、貸借対照表の資産の部に現金として計上します。一方、国から交付されている交付金を受領した場合は、雑収入に計上します。

私、何度か読んだんですが、さっぱりわからなかったですね。こういうことを集落営農の会計者にさせているという現状は、やっぱり私は無理だろうと。先ほどご指摘のあったようなですね、その経営者の感覚としてそういったことまで学ばなければならない。それはわかるけれども、このことを学ぶことによって、本来やらなきゃならない仕事ができなくなっているというのが現状だと私は思うんですよ。

ですから、先例に倣ってですね、どういう支援のあり方があるか検討してみたいというようなお話ですが、ご承知だと思うんですが、ほかでは支援をしているところもあるやに聞いておりますが、町長もご承知だと思いますが、要するに、これを受託してやってあげないとこれは難しいんじゃないかなと率直に私は思うんですが、いかがですか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今お話しの部分は複式簿記の中での経理、伝票整理の中だというふうに思います。預かり金の性格なり、それに対する返還金、預かった分につきましては、預かったんだからおたくの金ですよと、プラスになった分は所得ですよと分けるということでございますので、そういった形の考え。助成金といいますか、そういった制度。どうしても1回拠出をした中で、何かあったときには返してもらうには、それにプラスアルファが来るということでございますので、そういった分け方とかあるところでございます。面倒というか、そういった制度でございますのであれでございますが、これは一つのルールにのっとってやる。簿記というのはすべてルールでございますので、その中で、このものは借方に来るとか、このことは貸方に来るとか、その結果、貸借対

照表なりバランスシートなりが出てくるという一つの複式簿記、単式でもルールがあるわけですが、そのルールでございます。

今突然に、組織化をした中で、その簿記のルール、簿記から、またそのルールについて勉強して、すべてを一度にやるというのが大変だというお話なんだというふうに思っております。確かにこれ、例えば今までですと農協さんが各農家さんの口座に振り込みをして、そして精算書をよこすというんですかね、そういう形だったので、その辺はあるんだというふうに思います。

今お話聞きますと、そういったルールの勉強はやっていかなきゃならないんだけど、そこにまだまだ間に合わないんだということだというふうに聞いたところでございます。ただ、今すぐはできないにせよ、これはやっぱりだんだんに、だんだんにというか、覚えた中でですね、組織としてやっていくということがやっぱりこれからの農業の経営を含めた考え方ということになるんだと思いますから、それが最終的な目標で、そこに行き着くまでの間の、何ていいますか、お手伝いというか、そういう部分が必要なのかなというふうに思っております。

それで、今のお話ですけれども、要するに伝票処理の入力の部分が大変なのか、どの部分が大変なのかということあると思うんです。決算書を出すにはすべて入力、伝票を入力して、貸方、借方の伝票を入れて、それで、あと入れれば多分すぽんと出てくるはずなんですけれども、入れることを間違えると変なところに出てくるということだと思いますので、その辺の入力の仕方なり、科目分けの仕方なり、その辺についてなかなか一遍にはでき切れないのでということではないかというふうに思っているんですが、全委託とか全受託となりますと、それは一つの方法かもしれませんが、そうしますと今までと結局……、経営感覚なりそういったものについてですね、いかななものでしょう。つくるのはもちろん本分です。そうだと思いますけれども、その経営感覚をこれからつくっていきましょう、そして、そういう感覚を持った中で農業をやっていきましょうという基本があるわけですから、時間は……、今すぐできないのは当然、当然って、忙しい中ですから大変なのかもしれませんが、いずれそういった方向に持っていくのが本筋だというふうに思います。

それで、今の段階でそういったものについて、今多分会計の方がそれは全部やられるのでしょうか、そういう状況であるとする会計の方だけに負担が行ってしまう。また、本来1年でやるべきことを、多分ある期間に集中をしてやらざるを得ないとか、そういったこともある中で忙しい中にもあると思いますし、あと制度が確かに変

わるということもありますので、大変なんだというふうには認識しております。

ただ、どの部分が必要なのかということが一つ、それぞれの組織でですね。今四つの組織はできたということでも苦労されてやっている。ほかの20幾つは、いろいろご指導いただいているんだと思いますね、農協さんとかそういった方に。そういった方々の中でどういった部分が今課題なのかというのをやっぱり整理をする必要あるんじゃないかと。

あと、さっき言いました受託組織やってるところは、どういう内容で受託をしているのか、どこまでやっているのかということころまではちょっと詳細とらえておりませんが、要するに伝票処理の部分なのか、それとも、そうでない部分なのか、伝票処理を入力する人がいればいいのか、処理をわかる人がいればいいのかという、その辺のちょっと研究というか、そういったものも、先ほど申しましたけれども、担い手育成総合支援協議会等で話し合っていく必要あるんだらうというふうに思っております。

それと、もう一つは、今JAあさひなが黒川全体となっておりますので、他の町村の組織の方々のご意見というのも、もしかするとそういったことも聞いていかなきゃならないというふうにも思いますので、ご苦労は大変なんだというふうに思いますが、やっぱりこれについては、今すぐ完璧にということではないにしろ、いずれそういったものもやった中で組織の運営は必要ですので、その方向に、全委託ではなくて、組織として運んでいくという、方向性としてはそういう方向にあるんじゃないかと。

なお、そのお手伝いの方法というか、そういった部分については、先ほど申しましたけれども、そういった育成支援協議会等とお話もされているんだというふうに思いますが、その辺ともいろいろ協議をさせていただきたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

伝票整理だとか、そういう部分的なことじゃないんです、私が申し上げたのは。支援センターですから、例えば今、農地・水・環境対策、あるいは集荷円滑化対策だとかですね、そういったものがすべて、先ほどおっしゃったように、集落営農組織にその処理を下に流しちゃってるだけなんです。その処理そのものが滞っているという

ことだけではなくて、その制度そのものの考え方、あるいは運用の仕方、そういったものも理解がされてない。

例えば大和町で郷の有機の助成金出してますよね、水田に。あれも今は農協を経由して集落営農に来てるわけです、その集落営農に加盟されている人たちの分が。その明細書というのは農協から届かないんですよ。それは町に対して集落営農から問い合わせ初めてわかるというような。ですから、そういう意味で連携がとれてないということなんですよ。制度が余りにも複雑になって多岐になって、農協も多分混乱してるんでしょう。ですから、先ほど言った農業委員会なり、環境対策は土地改良区ですか、そういったそういう関係団体のそういう方々も一堂に会した支援体制をとらなきゃならないんじゃないかということをお願いしているわけなんです。ですから、その事務処理だけ、その仕分けをすればいいだとか、そういう日々のやつはやっているうちになれてはくるんだろうと思いますけれども、先ほど一番最初にあった経営のあり方だとか、今後の方向性だとかを含めたその支援体制、例えば商売をやっている方の商工会的な窓口が必要なんではないかというふうに申し上げているわけです。いかがでしょうか。

議長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

明細がっていないわけですね。それで決算するわけですね。それでは大変なことになる。その辺については、それは例えば今農協さんを経由してということですので、そういうものについては当然行くような指導は早速はしていかなければいけないと。それまで確認をするんでは大変なことだと思いますね。

あと、何ていいますか、支援センターということでございますけれども、商工会のようなセンター、これ本当は農協さんがそういう窓口なのかなという気もするところがあるんですが、先ほど農協とかがやってる担い手支援協議会というところがあります。そこで、今・平議員さんのおっしゃったような課題といいますか、あと20幾つのところで、アンケート調査では例えば今回は経理についての問題があるというようなピックアップがなされましたけれども、その中でじゃあもう少し具体的にはどういうものだというもの、多分組織組織でも違ってくるんじゃないかと思うんですね。扱

ってるものも違っているでしょうし、そういった面積ももちろん違うわけですし、その辺の整理が1回必要なんだなというふうに思いました。

議 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

町長が先ほど言った「理想に向けて、今はできなくても将来に向けてはしてもらわなきゃならないんだ」と、当然制度としてはそうなってるし、そういう考え方を持ってもらわなきゃならないということは当然でしょう。でも、先ほどお話をさせていただいた先例地では、そういうことを前提にしてやったけれども、担当者は、どちらももうそれでは進まない、これは当面継続してやってあげなきゃならないという状況になっているということも事実なんです。ですから、これは早急にですね、先ほど言った関係団体、担い手支援センターですか、の立ち上げについては、関係団体と積極的な交流をしていただいた上で、ぜひ設置に向けて検討いただきたいと思います。その辺についてももう一度お聞かせをいただいて終わりにしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほど申しましたけれども、支援協議会がございますので、そこで問題の整理といえますか、課題は整理しなければいけないと。

ただ、他のところでもうだめだという判断をこの段階でしてしまったのでは大変ですね。これ今から国としてもやっていこうとしている中で、そういった組織としてはやれないというご判断をそういったところでされるとなると、またこのやり方について……、それはそっちの話でしょうけれども、国としてもちょっと、また制度について見直しとか出てくる可能性があるのかな。大和町はそういうふうにならないように、皆様のご協力をいただきたいというふうに思います。(「済みません。いいでしょうか」の声あり)

議 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

おっしゃるとおりです。大和町は、先ほど一番最初に言ったように、素晴らしいこれまでの導きをしていただいたところですから、その引いたものをですね、今後とも輝きを増すような政策をとっていただけるということを感じて、私は質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。
15番中山和広君。

15 番 (中山和広君)

「学力向上対策」と「自転車の正しい乗り方の指導」についてご質問をいたします。
まず、学力向上対策であります。全国学力テストの結果公表、この是非の論議がされておりますし、本町におきましても本日までその論議がされてきているというところでもあります。

私は、この学力テストの中で、これは小学校1学年、中学校1学年だけの成績でとやかく言うわけではありませんが、残念ながら、全国平均を下回った宮城県、それをさらに下回った本町の学校、そうしますと本町の教育水準といえますか、学力水準、これに対しては不安を覚える、また危機感も感じるということから、この質問を取り上げたところでもあります。

市町村ごとの公表の問題につきましては、批判、反対する文部科学省、さらには学校、教育委員会等々がありますが、その中の意見としては、序列化や過度の競争につながるということ。二つ目としては、小中学校が1校しかない町村、その場合は町村別の結果公表で学校の成績が明らかになって、児童生徒や教師に過度の重圧がかかることが予測されるという、そういう理由が挙げられているようでもあります。

また、公表に賛成の意見の中では、特に公表に積極的な大阪府、秋田県、これは知事を先頭にして公表の方向で進められておりますし、秋田県は全市町村の公表がなされたというところでもあります。その意見としては、一つは、公教育はプライバシーを

除いて公開が基本だと、公表して学力や教育の向上につなげる、これが大事だということが一つ。二つ目は、学校や家庭、地域が情報を共有して子供の学習改善が図られて、さらに全体の学力、教育の向上につなげると。三つ目は、テストを受けた児童の意見ではありますが、公表されることによって他の地域のレベルがわかれば参考になる、そしてもっと頑張れると、そういう意欲が出てるといった意見であります。

本町におきましても12月定例会の一般質問でこのことについては取り上げられたところではありますが、そのときの教育長の答弁によりますと、テストの結果を踏まえて調査結果と対応について検討する「全国学力学習状況調査検討委員会」を19年に引き続いて20年度も設置をして、10月と12月に委員会を開催して、町としての今後の取り組みを検討して、詳細についてはまとまり次第公表するというものであります。その結果につきましてはまとまったのか。まとまったとすれば、これらの学力向上にどのように生かそうと考えているのかお伺いをするわけであります。

特に、19年度の検討委員会の取り組み対策としては、一つとしては、教員の授業力向上に向けての校内研修会の充実、二つ目は、家庭学習の習慣化に取り組むと。その結果については2月の検討委員会で確認をして、各校で20年度から重点的に取り組むという答弁でございました。

先ほども申し上げましたが、本町の小中学生は今回の学力テストの結果が全国平均を下回った宮城県平均よりもさらに成績が下回る結果となったことで、22年度から実施される県下高校一学区制への移行、さらには地元黒川高校の学科再編によって高まる受験競争に不安とか危機感を抱いている、そういう生徒もいるのではないかとこのように思っているところでありますし、また、本町のまちづくりの方針、方向を定めた第4次の総合計画の人口フレーム、これについても、本町及び周辺自治体に進出予定の企業の従業員の定住、これも見込んで設定をされているわけでありますので、その定住を促進する要因としては、子供の学校問題、小中学校の教育水準、学力レベル、これが大きな要因になるものと、そういうふうに思うところであります。

本町の次代を担う小中学生がそれぞれの目的・目標を現実的なものにするためには、まず受験競争に勝つことから始まるわけでありまして、その受験競争の合否判定は成績評価であります。児童生徒一人一人の学力向上、底上げ対策は、学校はもちろんであります。教育委員会としても喫緊の課題だということふうに思うところであります。教育長は、本町の小中学校全体の学力向上、レベルアップにどのような対策を立て取り組もうとしているのかお伺いをするものであります。

次に、自転車の正しい乗り方の指導であります。

自転車に関係する交通事故が増加傾向にあります。昨年の県内での子供がかかわった自転車による事故は、小学生 112人、中学生 114人の合計 238人です。幸い死亡事故はなかったものの、自転車乗用中の負傷者の65.1%に当たる 155件が違反行為となっている現状であります。違反別では、安全不確認が85件、その他には一時不停止、交差点安全徐行、通行区分、前方不注意、動静不注視違反等々となっているようであります。違反行為のほかにも自転車利用者のルール無視、マナー欠如が事故の誘因となっているところでもあります。

大和警察署管内での自転車による事故は23件です。そのうち8件が小学生の事故、2件が高校生の事故、3件が高齢者、70歳から79歳までの方の事故です。これは多いと思うか少ないと思うかはそれぞれの判断によると思いますが、幸い重大事故につながっていなかったということが救いではありますが、特に最近では自転車利用の拡大と利用者のルール無視、マナー欠如、危険迷惑行為も急増しておりますので、そのことから自転車の新しい通行ルールを盛り込んだ道路交通法が昨年改正されたことに伴い、さらには宮城県交通安全規則、その中でも改正され、今年の2月1日施行、そういう状況にある中で、警察、関係機関・団体が連携をいたしまして、毎月15日を「自転車交通安全の日」と定めまして、交通ルールの遵守と交通マナーの向上、歩道通行等の歩行者保護意識醸成活動に取り組んでいるところでもあります。

町内小中学生に対する交通事故の未然防止と歩行者保護意識を高める対策として、自転車の正しい乗り方、安全利用についての指導をどのように取り組んでいるのかお伺いをするところでもあります。以上であります。

議 長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。教育長堀籠美子さん。

教 育 長 (堀籠美子君)

中山議員の質問にお答えします。

今年度、全国学力学習状況調査検討委員会は2回開催し、町内の児童生徒の学力学習状況について、状況把握と今後の対策について話し合っていました。その結果を踏まえ、町教育委員会としまして、町内の児童生徒の学力向上に向けて、次のよう

な手だてを図っていきたいと考えております。

まずは、学力向上検討委員会の設置と行動計画の策定です。

今年度までは学力学習状況調査の結果を受けて開催していました検討委員会ですが、21年度は学力向上検討委員会として年間を通して定期的に開催し、具体的な行動計画を策定していきたいと考えております。

次に、学習到達度調査を小中学校全学年で実施し、その結果等分析に基づいた授業の展開を図ってまいります。

4月に実施される全国学力状況調査は、小学校6年生と中学校3年生の国語、算数、数学に限られているため、全体の状況把握は不十分と考えます。そのためにも町全体として統一した到達度調査を毎年実施し、その結果を分析することで大和町の児童生徒の実態を把握することで日々の授業に生かしていきたいと考えます。

続きまして、わかる授業づくりの推進のため、校内授業研修会での積極的な外部講師の導入を図り、教員の指導力向上を目指します。

また、少人数指導等の充実に向けて加配教員の配置をするとともに、研究指定校の積極的な導入を図っていきます。

21年度の予定としては、宮床中学校が学力向上サポートプログラム事業、大和中学校が学力向上と規範意識高揚に向けて県の教育研修センターとの共同研究、そして落合小学校が外国語活動指導法に向けての文部科学省指定研究を実施することになっています。さらに、「学年×10分以上机に」をスローガンに、各校で家庭学習の習慣化に向けて保護者への協力啓発をしていきます。

学力向上に向けて、以上のような取り組みを町教育委員会として実施してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、自転車のことについてでございますが、議員がおっしゃるとおり道交法が昨年改正され、自転車が歩道を通行できるケースが従来よりも多くなりました。これに伴い、各校でも児童生徒に対する安全指導を再度徹底していく必要があると考えているところでございます。

本町では、学区内の状況に応じて自転車通学を許可する学年等は異なりますが、どの学校でも自転車通学を許可しております。そのために、各小学校では自転車走行の安全教室を毎年春に実施しております。安全教室実施の日は、学年によって違いがありますが、校庭の中だけでなく実際に学校周辺を自転車に乗って走行し、安全な走行の仕方を指導しています。実施に当たっては警察署や交通指導隊等の全面的な協力も

あり、交通安全の意識高揚を図っているところでございます。また、学校によっては秋にも自転車の安全な乗り方の指導を学年や学級で指導しているところもございません。

歩道の走行が可能になったことや児童のヘルメット着用など、道交法の改正点につきましては再度校長会等で確認し、来月各校で実施する交通安全教室で指導の徹底を図っていきたいと考えております。以上でございます。

議長 長 (大須賀 啓君)

中山和広君。

15 番 (中山和広君)

再度お伺いしますが、検討委員会での検討の結果の公表というのは、先ほど教育長から答弁のありました学力向上検討委員会として年間を通して定期的開催しながら具体的な行動計画を立てると。さらには、学習到達度調査を小中学校全学年で実施すると。そういう答弁の、それが検討委員会での結果というふうにとらえてよろしいんですか、そのことについては。

いや、まだまだ、もっとありますから。私は2回しかできませんので、全部まとめて質問しますから。

それから、学力、なぜこのことを……、先ほども申し上げたんですが、このことを取り上げたかということ、たった二つだけです、小学校1学年、中学校1学年の二つの学年だけの結果をどうこうするわけではないんですが、一番心配することは、全国平均よりも下回った宮城県、それよりもさらに大和町の学校の成績が下回ったということでもありますから、これはみんなが危機感なり不安を抱くというのは当然なことでもありますし、そのための基礎・基本となる学力の向上、さらには、少なくとも県の平均値、全国の平均値と並べるぐらいの学力向上をまず目標にして取り組む必要があると。そのためには早急にそういう効果の上がるような対策が必要ではないのかということでもあります。

それから、もう一つは、平成22年に実施をされます高校の県下一学区制への移行、さらには地元黒川高校の学科再編、そうしますと競争がおのずと高まる学校、そういうものが出てくるわけでありまして、本町の子供たちが目標とするその学校が遠のいてしまう。これは我々としては、いかに目標とする学校に近づけて、その目標達成で

きるような、そういうふうにしてあげるかということは我々の仕事でありますから、遠のかせるということではうまくないということ。そのことについても改めてどのように考えているのかお伺いをするということでもありますし、さらには、先ほども申し上げましたが、これは通告の中にその辺は入っておりませんでしたから答弁はなかったわけではありますが、企業の立地に伴って、その企業の従業員、その方々を本町に定住していただくという、その対策の一つとしては、やはり学力水準といえますか、この方々は、高い教育、そういう教育水準を望んでいるわけでもありますから、当然、大学、そういうところまで視野に入れた教育に目を注いでと。そうすると、まずもって、その段階ごとの学校に自分の子供が入られる、そういう環境にあるのかどうか、それが私は定住をする上でも重要な要因につながるのではないかというふうに思っているわけでもあります。そういう子供の学校問題をきちんと解決することによって、これは全部ではないと思いますが、定住が促進されれば、第4次の人口フレーム3万人、これの達成も不可能ではないだろうというふうに思っております。

それから、自転車の安全利用の問題であります。今教育長の答弁では、警察、指導隊をお願いをして、春にそういう交通安全教室、自転車教室を開催しているというお話でありますし、また学校によっては秋の交通安全運動期間中にもそういう取り組みをしているということではありますが、残念ながら、実際に自転車に乗っている子供たちを見ますと、これは子供だけでなく大人もそういう傾向はあるわけですが、ルール無視といえますか、そういう自転車の乗り方が平気で行われております。

特にこの春休み、気候もよくなってきますから自転車に乗る機会が非常に多くなってきている。しかも、一部吉岡だけをとらえますと、道幅が狭い、歩道もない。南地区以外に歩道があるところは少ないわけではありますが、歩道がない。そういう場所での自転車の通行ルール、そういうものをきちんと教えておかないと、それが重大な事故につながりかねないという、そういう面も心配されますので、そのことをぜひ指導すべき……、全校生徒にですね、これは指導すべきだと。

当然、遠距離通学で自転車通学を許可されている、そういう子供たちについては、ある程度、毎日のことでもありますから、ルールを無視して自転車に乗るということではないと思いますが、たまに乗る、遊びに乗る、そういう子供たちが事故を起こすという機会、そういう場面が非常に多く心配されるということなので、そのことをお伺いしたいというふうに思っております。

それから、先ほど申し上げましたが、宮城県道路交通規則、これが改正になりました

た。これは公布は20年の12月16日、去年の12月であります。そして、施行は今年2月1日でありますから、まだ1カ月前に施行になったところであります。この中で自転車がかかわるものは、傘さしとか携帯電話の通話・操作、さらには荷物をハンドルにかける、そういうことですね。それからヘッドホンを使用して音楽を聞いている、そういうものについては罰則だけでなく罰金、5万円以下の罰金と。そういうことも制定をされたところでもありますから、そういうものも含めて、常に交通ルール、マナー、そして安全利用、そういうものを指導していく必要があるだろうということで、このことについても改めてその取り組みについての考え方をお伺いしたいということでもあります。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教 育 長 (堀籠美子君)

まず初めに、検討委員会での結果ということについてでございますが、定期的にといいことで、今までですと結果が発表になりました9月、10月に、2回の調査で発表で、後半だけ開いておりましたが、今年は1学期から開くということにいたしました。それでメンバーも、研究主任、それから教務主任が今までメンバーとなっていたんですけども、今年は外部の有識者、または大学の先生にも指導をいただくということでこの検討委員会をスタートしたいと思っております。

この中で、これは新しいんですが、20年度までの検討委員会の中では、実は今4点述べたんですけども、学習の到達度調査等について、議員がおっしゃった中で、6年生と中学3年生だけの調査なものですから、その中で、全校、同じ問題で学習到達度調査を全学年、先ほど堀籠日出子議員さんのときにお話ししたような形で行うということをまず1点、まとまっております。

それから、2点目は、校内の授業の研究会、これを一層進行、進めるということで、ここについても今までは先生方内で検討しておりましたが、やはり外部の方々の指導もここに入れて、今年度、21年度は臨みましょうということになりました。

それから、3点目としては、研究指定校を積極的に導入するというので、今年度までは吉田と吉岡小学校が研究指定を受けておりましたが、それから大和中も受けておりましたが、21年度は、これに加えて落合……、宮床中学校が学力サポートプログ

ラム入りますが、落合小学校の外国語指導、この指定も受けましょうというふうになりました。

それから、4点目といたしましては、ここはご家庭にやっぱり協力をいただかないといけないということがありまして、「学年×10分以上机に」、これを今までもしていたんですが、全町的に保護者の方の協力を得るといふ、この4点が20年度までの検討委員会の中ででき上がった策定でございます。これを推し進めていくという形で21年度進むということになりました。

それから、22年に一学区のこと、それから学科再編、黒川高校の学科再編ということで、目標とする学校が遠のいてしまうということ、それから企業立地に伴っていらっしゃる方々が大和町の学力を心配されているということで、大学までの視野に入れたという環境、それから心配する全国平均より下回った大和町、この3点につきましては、学校も非常に危機感を持ちまして、少なくともこの4月の実施の状況には、県の平均、それから宮城県の平均は、それをクリアできればということで、そういう意気込みで今臨む準備をしているところでございます。

それから、自転車につきましては三つの項目がありましたが、特に春休みについては、既に最も心配されることということで交通事故のことを話しておりますので、さらにそのことを、生徒指導担当者会がありますので、そこで強めたいと思います。

それから、2月1日施行の宮城県の道路のことについては、申しわけありませんが、委員会では道交法だけ見てましたので、改めてこのことについても生徒指導担当者会が……、既に校長会、教頭会の方終わっておりますので、そこで確認いたしたいと思います。

そして、最後、常に指導していくということも、計画的な指導についても、生徒指導担当者会でもう一度諮らせていただきたいと思います。全体に年間を通してこの指導は、春とそれから秋の交通安全期間にどの学校も行われております。それから、その都度指導はあるんですが、やはり常という部分は少し指導の手が緩くなっていると思っています。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

15番中山和広君。

15 番 (中山和広君)

まず、教育、学力の向上、底上げの問題であります。教育長の並み並みならぬ決

意のほどを伺ったところでありますが、やはり教育、百年の大計の中でですね、本当にこの町の次の世代を担う、その子供たちの学力が少なくとも県平均よりは上回るような、そういう力をつけてあげるということは当然のことです。また、それを、学力の公表でなくて、指導のあり方、取り組み、これを、実は去年、12月の教育長の答弁の中では、先ほども申し上げましたが、まとめ次第公表すると。やっぱり地域全体にそのことを、学校での取り組み、それを示して、そしてみんなで、学校、家庭だけじゃなくて、地域も含めてその取り組みを見守ってあげると、応援をしてあげるといふ、そういう体制が私は必要だといふふうに思う。そのために公表ということが答弁されたと思っておりますが、今回はそういう答弁をしないで、この4項目をまずやるということから、そのことは私は逆に公表して、そして地域みんな、町全体で子供たちをサポートしてあげるといふ、そういう体制をつくるのが大切なのではないかといふふうに思いますので、改めてこのことについてお伺いしたいと。

ちょっと待ってください。あと、もう一つは自転車、これは特に安全運動期間中、これはみんなが注意をするわけですが、逆に春の交通安全運動期間中とか、そういうのはみんなする。ただ、春休みとか夏休み、そういう長期の学校が休みの場合、解放感がどうしてもある。そうすると心の緩み、気の緩みといいますか、そういうのにつながって、どうしても事故を起こしやすい。そういう環境ができてくるということから、くどいようではありますが、そういう指導をきちんとやるべきだということも含めてお伺いしているわけですから、そのことを改めてお伺いして、3回目になりますので以上で終わります。どうぞその2点について。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)

学力検討委員会についてまとめたことにつきましては、各学校に保護者あてに公表するよといふことで既に伝えております。委員会としても、公表してほしい内容を実はこのようにまとめまして、各学校に話してありますので、間もなくの学校だよりで各家庭に知らされると思います。

地域というまではちょっと考えていない部分がありましたので、大変ありがとうございます。

ざいます。学校だよりがあれば地域全体にということもありますが、機会あるごとにこのことについても協力を得たいというふうに思います。

それから、自転車の指導でございますが、休みに入る前、春休み、夏休み、冬休みに入る前に、宮城県では「子供たちの指導について」ということで、県から通達が必要参っております。それを受けまして、校長会、教頭会、教務主任会、生徒指導担当者会というところで、それについても必ず話題というか、こういう通達が来ているということで話してはおります。さらに、今回議員のご指摘がございましたので、残されました春休みを迎えるに当たっての生徒指導担当者会がございますので、その席で改めてこの指導の徹底を図りたいというふうに思います。（「終わります」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

以上で中山和広君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時13分 休 憩

午後2時23分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

では、まず1件目、「厳しい経済情勢のもと、雇用と生活を守る」ということで、3要旨についてお聞きをいたします。

1 要旨目、企業の派遣労働者などの雇い止めなど、雇用の不安が広がっております。町内の企業において雇い止めはないのか。また、これから年度末にかけて雇い止めの計画、そういったものがあるのか。そして、町として雇用を守る申し入れをしていく必要があるのではないかということが1件目。

そして、2件目として、高校、これ書いてなかったんですけども、黒川高校とい

うことをございますけれども、就職状況と町としての対応は。また、職を失った人の仕事の緊急対策について、必要ではないかということで2件目。

そして、3要旨目として、生活相談者への適切な対応を。特に住むところ、また生活資金、生活保護など生きていける援助、そういったものが必要ではないだろうかということで、町の対策をお聞きいたします。以上です。

議長 長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 長 (浅野 元君)

それでは、お答えいたしますが、初めに、ハローワーク大和管内、これは大和町、富谷町、大衡村におけます求人等の状況でございますけれども、平成21年1月末の求職者数につきましては1,860名でございます、前年同期より445名、約31%の増加となっております。逆に求人数は974名でありまして、前年同期より422名、約30%の減少となっております。このことから有効求人倍率は0.52となりまして、前年同期0.99と比較いたしますと0.47の大幅な減少となっております。2人の求職者に対して求人が1人しかいないという非常に厳しい状況になっております。

町内企業の雇用関係につきましては、今年の1月初めに町内企業で従業員が10名以上の会社64社を訪問させていただきましたが、やはりこのような経済情勢から仕事が減ったために、契約社員については契約期間の終了をもって更新をしないというところもございました。

私も町内企業で撤退を考えていた会社をそのまま買収しました白石食品工業株式会社の社長ともお会いをいたし、433人いる従業員のうち379人を再雇用していただく確認をさせていただきましたが、経営として新しい戦力商品により地元と連携した企画を考えているとのことでありまして、ハローワークにも求人を出しているとのことでした。

ただ、このように求人を出していただく会社は本当に少なく、決算期の近い年度末にかけては、やむなく雇用の調整が出てくるものと推察いたしております。

町内企業の雇いどめについて聞き取りいたしますと、派遣会社におきまして企業側からの求人要請により調整しているのが実態のようでございます。町といたしましては、今後とも企業訪問を通じて雇用をお願いを申し入れるとともに、仙台北部中核工

業団地内の企業が一堂に会します大栄会や町内企業が集合いたします大和町企業等連絡懇話会の会合の席上などにおいて、雇用の依頼をお願いしてまいる所存でございます。

次に、地元の黒川高校における就職状況でございますが、平成21年1月末の就職希望者は106名でございます、この106名に対して就職内定者が96名でありました。内定率は91%となっております。

郡内の主な企業への内定は、トヨタ自動車東北株式会社に6名、パナソニックEVエナジー株式会社に2名、セントラル自動車株式会社に1名などとなっております。特に電子機械科におけます男子の就職内定が高い傾向にございます。まだ決まってない生徒10名につきましても6月までフォローアップをしていきますと黒川高校の進路指導部長のお話を伺っております。町といたしましても、黒川高校やハローワーク大和との情報交換を密接に行い、さらなる採用内定の支援に努めてまいりたく考えております。

また、職を失った人の仕事の緊急対策についてでございますが、町におきましては、国の2次補正に関連いたしまして、1年以上の長期雇用と6カ月未満の短期雇用についての準備を進めておるところでございます。国からの交付金により県が基金を造成しまして、その基金を原資として県と市町村で雇用対策を行うものでございます。

具体的には、当初予算におきまして、ふるさと雇用再生特別事業といたしまして、小学校特別支援学級支援業務委託事業に1,141万9,000円、小中学校図書支援員業務委託事業に685万2,000円の合計1,827万1,000円を計上し、1年以上の長期雇用による失業者の支援を図るものでございます。また、緊急雇用対策事業といたしまして6カ月未満の短期雇用を予定しておりますが、体制が整い次第、補正予算での対応をお願いいたしたく存じます。

次に、生活相談者への適切な対応についてでございますが、生活保護につきましては、生活しているうちに病気やけがなどにより働けなくなった方や老人世帯で小額の年金受給で生活に困っている方々等が、昨年4月から今年2月まで52名の方が相談に来られております。相談の際は、家庭の生活状況を確認するため、住まいや生活資金などの状況をお聞きしながら対応しているところでございますが、住むところにつきましてはご本人に探していただかなければなりません、生活保護の認定になりますと、限度はありますが、住宅扶助費が支給されます。大和町におきましては、20年度

の新規生活保護認定は、現在20世帯、29名となっている状況でございます。

なお、生活資金等につきましては貸付制度がございますので、社会福祉協議会にご相談をいただきたいというふうに思います。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

まず、1要旨目でございますが、1、2、3とだんだん、町のやれるところというんですかね、1なんかは町で何かやれるのかっていうところもあるんですけれども、実は全国で見ますと、非正規労働者15万7,000人ほど3月の末に失職するということです。これは厚生労働省なんですけれども、派遣請負会社の発表では40万人が3月末に失職するというような予想が立てられているということで、そういうことで今回質問させていただきました。

そして、県内でも3月までに4,520人、これは県の調べですけれども、1月から500人ふえているという中で、ここ大和町の付近でもそういう方がいらっしゃるのではないかと。それからまた、同時に、解雇そのものについてもなるべくさせないよとということでございます。

この全国での企業の人員削減計画の中で、大きいところでは日産が1万2,000人、それからソニーが8,000人、トヨタが6,000人、ホンダが4,500人、ここまで自動車ですね。それから、三井金属が4,000人、日野が2,000人、富士電機2,000人、それからキヤノン、いすゞというふうになっております。

それで、トヨタで言いますと、6,000人、人員削減する。じゃあ年間どのぐらいになるのかというと、年間300万円というような大きな見積もりで、180億円あればというんですかね、それで雇用は守れるわけなんですけれども、これは、トヨタの配当金140円あるんですけれども、それを134.8円にすれば雇用は守れるんだという計算になって、今その雇用を守る企業の社会的責任が問われてきているという状況だろうと思っています。

それで、先ほどの町長の回答の中で、まずここの中で、今年の1月初めに町内の10人以上の会社64社を訪問したと。それで、契約社員については契約期間の終了をもって更新しないというところもございましたということでございますが、これ、どのぐ

らいというのがもしおおよそでもわかればというようなことでお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、町内企業の雇い止めということで聞き取りをしたということで、派遣会社において企業側からの求人要請により調整しているということですが、これ、企業側からの要求によりましてですね、雇用の契約期間内ということであると、これは調整、本来はできない法令になっているわけなんですけれども、そういうことで、もしそういう事例があるとすれば、それも法令違反ということになるわけなんですけれども、ですので、もしそういう事例とか、ない方がいいんですけれども、つかんでいればお知らせいただければと思います。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この64社の訪問内容につきましては、今私、資料を持ち合わせておりませんが、更新をしないところもあったということで、例えば更新をしないと言った中でですね、今回の景気の悪化によって更新をしないというだけではなくて、例年この時期には…、雇用しておって、例年この時期には切るといいますかね、この時期で変えてもらうというような、そういった企業さんもあるということございまして、一概に景気だけでは、景気の悪さで切るというだけではなくて、そういった例年どおりの、何ていいますか、スケジュールの中で雇用をおやめになるという企業さんもあるということをつけ加えさせてもらいたいというふうに思います。

それから、法令違反によってやっているようなところというのはございません。

議 長 (大須賀 啓君)

藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

ありがとうございます。続けます。

私のところにも実はそういう事例は今のところございません、幸い。杞憂するところというだけのことでございますが、ただ、全体の中でですね、なかなかそういうこ

とが起きてるということで、念のためにお聞きしたところです。

では、2点目の方にまいりたいと思います。

黒川高校の就職状況というのは、私どもも2月の頭のあたりに訪ねて聞いてきたところですが、実は。担当の先生の話によると、ほかよりは若干いいと。分母がそんなに多くない数ですので、比較というのではどういうことになるのかわからないんですけども、そういう意味では、答弁にもございましたように、北部工業団地関係ですかね、パナソニックであるとか、そういう企業からも含めて、ほかよりはいいという回答は実は私どももいただいております。ただ、そのときも、やはり同じでございますが、就職できない方については、なかなか私どもの時点でも、当てが立たないということですかね、ということで、引き続きのそういう活動をやっていくということでございます。

それとあわせた形での2点目の町としての仕事の緊急対策ということでございますが、そうすると、合わせまして1,800万円、これ人数的には、ちょっともしわかれれば、どのようになっているかお知らせください。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
緊急雇用につきまして、ふるさと再生のやつで小学校特別支援の学級支援業務委託につきましては、平成21年度につきましては5名を予定しております。これは学校によって多少違うわけですが、吉岡小、小野小、鶴巣小に配置をしようとするものでございます。それから、小中学校の支援業務委託につきましては、中学校と吉岡小学校ということで3名を予定しております。

議 長 (大須賀 啓君)
藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)
これにつきましても、ほかの自治体の方で順次やっておられる状況の中で、どういう計画であるのかということでお聞きをいたしました。

3点目に行きたいと思います。

こういう中で、生活相談者への適切な対応をとということで今回質問させていただいたわけですが、実は、これは私ごとにも近くなるんですけども、私のところにですね、昨年10月に郡内の工場、派遣労働していた方が派遣を切られたということで、住むところがなくなったということでの相談に来たという経験がございます。1人だったから居候をさせまして、それで2週間ぐらい居候したんですけども、そういう中で実は方々の会社を受けました。愛知のトヨタの派遣も受けたんですけども、年が31で受からなかったんです、もう年齢オーバーで。かえって受からなくてよかったんですね、その後、派遣切りやっていますので。ということで、幸い今は町内の会社に勤めているということで、いわゆるあちこちでホームレスになったとかっていうことが決して人ごとではないということをちょっと言いたかったわけでございます。郡内というか、町内にもそういう方がいらっしまったということですね。

そしてまた、あと別の方ですけども、21歳の男性で関東地方でやってたんですけども、やはり職を失ったと。それで実家のある吉岡で求職活動をしているという方ですが、職安に行ってももちろん求職活動するんですけども、あそこは2段階あって、まず最初にコンピューターでここの企業というふうに分けて自分の条件に合ったところを見つけて、それから、いいところを見つけたらプリントアウトして、それを、担当の職員のところに行って、ここのところに行ってみたいんです、受けてみたいんですということでやるんですけども、それやるのに、まずコンピューターで2時間待ち、それから職員の面接で2時間待ちというような状況というような、そういう状況。確かに私も職安近いもので行ってみますと、昼前に行って受付番号が100番、百何十番というようなことで、本当に今繁盛ということですかね、そういうことで本当に仕事を探すのも大変になっているという状況でございます。

そういう中で、派遣を切られると仕事と住むところがなくなるということでございます。そういう中で、国交省は住まいを失った失業者に住宅や就職の援助を行っているということでございます。それで、実はハローワーク大和も昨年まではたしか年度末で10人ぐらいあきがあったということで、今古川の方からも、聞くところによると、大和の職安に来れば、大和に行けば雇用促進住宅があいているということで、こちらの方に来て職探しをするという方もいるというふうにお聞きしております。ところが、今現在は1戸だけあいてるようでございます。

ともかくも、職安においては雇用促進住宅の受け付け、さらには賃貸住宅への入居

費用の敷金・礼金50万円の貸し付け、それから家賃の補助、それから就職活動の貸し付けなんかを受け付けております。また、公共住宅といったって町営住宅の場合はもうあきがないんですけれども、自治体の判断で優先に入居も可能だというような制度の運用の上でのことが起きています。

そういうことで、実は何でこんなことしゃべったかといいますと、町の職員というか、町にそういう相談が来た場合に、そういったことも含めてぜひ対応していただきたいということをまず先に申し述べて、その上でのことでございますが、生活保護のことについてお尋ねをいたします。

昨年来ですね、ご存じのように年末に年越し派遣村というような形で 500人ほど、東京の日比谷公園でしたかね、あそこに派遣切りになった方が訪れて、その中でたしか 200人を超す方が生活保護を受給……、申請ですかね、申請の方だと思いますけれども、受給についてはちょっと正確な数字はないんですけれども、その中で、とてもそこに住んでるはずがない方々の生活保護の受給申請なり受給もできるような、そういう運用がその時点でなされたということで、それも含めましてお聞きしたいと思います。

一つは、先ほどの回答の中で、昨年4月から52名の方が相談に来られたということです。そして、20年度のそのうちで20世帯、29名の方が生活保護の認定になったということです。もしわかればですけども、そうすると残り23名の方については、申請をしたけれども、いわゆる判断として受給できなかったということでしょうか。そここのところ、もしわかればお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
よろしいのでしょうか。(「はい」の声あり)
20年度は52件の相談がございまして、申請は20件でございます。認定も20件ということで、申請の数字イコール認定ということです。

議 長 (大須賀 啓君)
藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

そここのところでお聞きしたいところがございます。これは相談に行った方々、要するに生活保護の行政というのは、大和町はあくまでも、窓口と言っていいのかしらね、相談を受けて、生活保護の申請を受けて、それを県の、保健福祉事務所でしたっけかね、の方に送ると。判断そのものは県の方で行うというふうになっているわけでございますので、この23世帯についてですね、生活保護の申請ではなかったのかという疑念が一つはあるものでお尋ねしたところです。そこら辺わかれば。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

相談内容につきましては詳細確認はしておりませんが、いろんなご相談があった中で、申請に値するといえますかね、申請した方がよろしい方が20件であったんだというふうに思っております。その結果、20件の申請と思います。

議 長 (大須賀 啓君)

藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

一般論としてあれなんですけれども、地域の民生委員の方からですね、生活保護の申請に行っても受けしてもらえなかったという、どの方とか、そういうことはもちろん言えないんですけれども、そういう声は実は私のところに聞こえてきたので、今回の質問にしたわけです。

というのは、先ほども申したように、判断は県であって、町とすればその申請を受け付けると。そのときにいろいろお話は聞くことはもちろんあるんでしょうけれども、それについてはお話、あるいは助言はすることがあるにしても、その判断は県でございますので、その時点で相談だけ、じゃあ頑張っただけという、そういう対応というのは不適切なわけございまして、そういう事例がちょっと聞こえてきたので、改めて確認したいと思って質問をいたします。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ちょっとその事例について、私、確認はしておらないところですが、申請を受けるといことはですね、県の方に町として受け付けました、どうでしょうかという判断をするわけですから、一つの一定の基準といいますか、生活保護を受けるための基準がある中のルールにのっとって、それで、そこに見合うということが第一段階、それが町としても、窓口をやってるわけですから、それは一つの責務といいますかね、あろうかと思えます。申請をしたい方々について、すべてを申請をしてやるというんでは、町は役目がないといいますかね、やっぱり第一段階の基準があるものについての判断は町としてもやらなければいけないというふうには思います。

議 長 (大須賀 啓君)
藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

実は、その生活保護を受けるといときには、さまざまな要件がもちろんございます。家族の扶養の条件であるとか、もちろん収入であるとか、そういったさまざまな要件は、実は申請をされなきゃ調べてはいけないわけです。申請をしないのに、あんた何ぼ……、またべらんめえになっちゃだめですね。あなたは幾らもらってるんですかとか、そういうことは申請をされればされることとございますけれども、申請されないのに家族状況、生活状況ということは、本来越権行為になるんであろうと私は思います。ということで、私の知ってる方もそうなんですけれども、申請に行ったらけれどもなかなかあれで、3年かかったという人も実は、最近じゃないのであれですけども、そういう方もいらっしゃるということで、生活保護の行政の上においては、これはまずいんじゃないかということで、これで終わりますけれども、お聞きしたいと思えます。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

申請をしないとそういったものを正式には調べられないということであろうというふうに思いますが、申請をするに当たって、こういった条件であれば申請が受け付けられますよと、所得はこのぐらいだったら受け付けられますよ、こういった条件がございませよということはお伝えしなきゃならないですね。そのことで、あなたはどうかと第一段階の確認行為ということとは当然やるのではないのでしょうか、そういう受け付けをやる時にはですね。来たものをすべて受け入れて、それをこっちで何もしないで、そちらにお願いしますよというようなことではなくて、やはりそれは一つの人としてのルールといいますか、社会ルールといいますか、そういった中で、そのぐらい、そういったことはあるのではないかというふうに思いますが、私は。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

この件の最後でございますが、先ほど言いましたように、年越し派遣村の中ではですね、例えば、役場というか、保健福祉課になるかと思うんですけども、町民でない方がいらっしゃる、という方も例えば相談に見える方もおられるんじゃないか、これからの話ですけどもね。そういう中で、住所をどこにするかということで、年越し派遣村の場合には、日比谷公園とか、いわゆる今住んでいるところということで、橋の下とか、ちょっとこういう言い方はあれなんですけれども、要するにホームレスの状況をすべて受け入れるという形で、何ていうんですか、それこそ弾力的な運用の中で援助を図ったという経緯もございませるので、そういうことも含めて、ぜひ運用の方を、運用というんですかね、相談活動を、相談というんですかね、そういった方が見えた場合への対応ということをお願いしたいと思います。

では、次に移らせていただきます。

大和町次世代育成支援行動計画で、病後児保育を検討するということであるが、どこまで検討されたのかということでございますが、これについては舌足らずなところがありますので言っておきますけれども、この計画そのものは17年3月に制定されたということで、それで前期を21年度まで、そして後期を22年から26年までとして、病後児保育については、後期、いわゆる22年から26年までで検討するというふうにか

てございますので、決しておくれてるぞとかということでの質問ではなくて、実際にこういうのが必要だという、実際にもみじヶ丘の保護者の方からそういう要望が出たもので質問するということでございますので、よろしく願いいたします。お願いします。

議長 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）
病後児保育事業でございますが、議員お話しのとおり16年度に大和町次世代育成支援行動計画におきまして策定したと、計画を策定いたしました。計画の中に病後児保育事業がございますが、このことは、女性の社会進出や就労形態の多様化などで共稼ぎがふえる中、保育所に入所中の児童等が病気回復期に集団保育が困難な時期について、その児童を病院等が一時的に預かることで保護者の子育てと就労の両立を支援するものでございますが、大和町におきましては、この事業、まだ利用している方がおりませんけれども、今後さらなる検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

なお、この事業に取り組んでいる市町村につきましては、仙台市、政令指定都市を除く角田、大崎両市、利府町にそれぞれ利用者があると聞いております。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）
病後児保育ということについて、何だということもありますので、一通り話させていただきますと、病気の回復期にあつて、そしてまた、医療機関による入院の必要がないんだけども安静に保つ必要がある。そして集団保育が困難な方で、そして保育所に通っている児童、そして保護者が休めない、そういう家庭の育児をかわって行うような、そういう制度ということでございます。

そして、これには施設型と派遣型とがあるんですけども、実際にいろんなところ

で行われているのは施設型なんですけれども、それで実施施設が病院なんかの場合には、いわゆる熱が出たとかいう、回復期じゃなくて急性期においても大丈夫だよ、受けてもいいということ。それからまた、病気の中身につきましては、風邪、消化不良など、それから、はしかや風疹などの感染性のもの、それから、ぜんそく、骨折などというようなことでございます。

そしてまた、なおかつ施設の条件もいろいろございまして、保育室は1人当たり1.98平方メートル以上、1部屋 8.0平方メートル以上とかですね、あるいはまた安静室が別に必要、それからまた調理室だの調乳室が必要。そして、職員もですね、子供1人見れるのは2人までと。それから、特に職員として看護婦が必要というようなことで、なかなか実施するには厳しい条件、それからまた、原則として7日まで受けてもいいよ、続けてその利用できるというようなこと。そして、利用の際には事前登録と、そして実際の事前の申し込み、そういう二重の登録が必要だということでございます。

そして、実際に仙台市の状況でございますが、若林を除きまして4カ所、済生会かな、仙台診療所といって宮城野区、寺沢小児科といって青葉区、それから鈴木小児科といって太白区、五十嵐小児科といって泉区でやっております。それで、ちょっとあれだと思えますけれども、あと富谷町でも実際にはやっております、それで、私、確認できたのは、五十嵐小児科、それと済生会の仙台診療所でございますが、五十嵐小児科におきましては、仙台市民は 2,000円、富谷町民は 2,400円で1日預かる。そのほかにご飯、食事代、おやつ代ですかね、そういったものを受けているという状況です。

ここからは、私、子供もいないもので、保育士さん受け売りなんですけれども、子供が調子悪いときには、一番いいのが親が休むことだと。そのために政治家さん頑張ってもらいなということなんです、そして2番目には、いつも行く保育園で預けてもらうこと。そして3番目には、自宅で訪問してもらって見てもらうこと。そして4番目が施設保育、いわゆる病後児保育だというふうにおっしゃってございました。そしてまた、子供は、特に赤ちゃんのときには母親と一体になって、お母さんがきょうは何かあると思って緊張していると、そうするとそれが子供に伝わって、子供も体を壊す。だから、肝心なときにいつも熱を出すというのは、実はやっぱり理屈があるんだよというような、そういう説明もございました。

ここからがちょっと質問、もう一度もとに戻りますけれども、それで、私が聞いた

中で、五十嵐小児科では、富谷町等もちろんやっているんですけども、大和町のもみじヶ丘の児童も実は受け入れている。そして、現在2人登録されているということでした。そして、利用料は富谷と同じ、つまり2,400円設定にしているということですので。ですので、ここからなんですけれども、町独自でこういう制度を立ち上げればいいんですけども、先ほどもいったように、なかなか、個々の院所というんですかね、というところでは大変なのじゃないかと。東京都でさえ各区、あの大東京でもですね、各区に一つというようなことを最低のめどにしているようでございます。

それで、今回の中で、五十嵐小児科におきましては、子供を、何ていうんですかね、子供について、大和町だから見ない、富谷だから見るということはやらないんだということで、同じ料金で受け入れているということでございます。ということで、一つ考えていただきたいことは、富谷方式というんですかね、やり方はいろいろあると思うんですけども、一つは、仙台市に、何ていうんですかね、おぶさるというのか、富谷方式ということで、運営を共同運営みたいな形にも何かできるようにございますので、そういう形も一つは考えて、早期の実施を図ったらどうなのだろうかということはこの間の調査の中で感じたところでございます。

特に、もみじヶ丘、そして杜の丘は、小さい子供さん、これからもふえるだろうというふうに言われております。そして、仙台方面に通勤している方も多くて、ちょっと頭の中にはその泉区のところを思い浮かべているんですけども、仙台に行くのには通勤途上でもございます。それから、ほかの地区にあってもですね、条件の合う方はおられるのではないかとということで、黒川病院の小児科のところにつくとか、そういうこともあわせてですね、仙台市で実施しているところへの便乗というんですかね、そういったことも検討……、これから検討するということですので、そうすれば少しは早くやれるのではないかなというふうに思うところです。

それで、これ東京都でもいろんなさまざまなパンフレット出してるんですけども、複数の自治体で運営するというのも一つの方法であるというふうにも書いてあるので、ぜひそういうやり方も検討して早期の実現を図ったらどうだろうか。長くなりましたが、そういうことでご答弁お願いします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

子供さんは、議員お話しのとおり、お母さんと一緒にいるのが一番いいんだろうなというふうには思います。そういった中で、児童病後保育ということでございますが、計画の中でも22年度からという中で計画、検討するというところでございます。これまでそういった実績につきましては、今ちょっと議員さんからお話しいただいたもみじヶ丘の件につきまして、私ちょっと知りませんでしたので、どういう形態でそうになっているのか、ちょっと調べてみたいというふうに思います。

このことにつきましては、やっぱり本来地元のお医者さんといいますか、であれば、お客さんというか、患者さんが一番集まりやすいんだろうなと。仙台方向等へ行く、向こうに通う人であればそれでよろしいのかもしれないけれども、という考えもあります。なかなか小児科医というのは少ない状況でございますし、また、さっき議員お話しのとおり、それぞれに設備なり、そういったものも必要とされる中で、非常に難しい制度であろうというふうに思っております。

今富谷の方でもやっておられるということでございますし、こういった形態でお願いをしているのか、今後そういった……、これまで今実績もあるようでございますので、そういったものを調べて、大和町にはどういったやり方がふさわしいのか検討を重ねてまいりたいというふうに思うところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

今までさまざま質問してきたということではなくて、初めての形ですので、ぜひ検討していただければということでございます。最初にも申し上げたとおり、もみじヶ丘の方からどうしてもやっていただきたいということで、さまざま仙台の事例なんかもその方が調べて私の方に連絡をしてくれて、それからということで、本当にすぐにやっていただきたいという熱意があふれているというんですかね、そういう状況でございますので、ぜひとも前向きな検討お願いしたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後3時08分 休憩

午後3時17分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番浅野正之君。

10番 (浅野正之君)

では、質問に入る前に、きょうは何の日、休ませていただきます。

議長、ちょっとだけお願いがありますが、町長と教育長に贈呈したいものがありますので、いいですか。

今配付、いわゆる贈呈させていただいたのは、お互いの誕生日のときの新聞であります。浅野町長さん、昭和29年5月31日誕生日だそうでございます。そのときの新聞です。それから堀籠教育長さん……（「誕生日ないんでないか」の声あり）言わせてください。昭和18年4月5日だそうでございますが、5日は当時新聞が休刊日であったそうでございます。そのために4月6日の新聞を差し上げました。

なぜ差し上げたかといいますと、私、テレビ人間でありますから、NHKで「先輩・後輩」とかっていう番組がありまして、その中で評論家の大谷さん、オオヤさんといいますがね、読売新聞の記者をなさった方が今コメンテーターとしてテレビ界に出ておるんですが、たまたまその方が東京のある中学校を卒業したんですね。そちらの学校の方では、あるいわゆる著名人といいますが、マスコミ界といいますが、そういうところの先輩に対して、母校に来て何か講演してくれというふうな時間帯があるそうです。そのときに大谷さんが、新聞記者をやってる関係で、子供に誕生日を全部聞いて、そのときの社会のこと、あるいは政治のこと、いろんなことを話題提供したそうでございますが、たまたま中学生が、中学3年生でありますから15歳であります。15年前の新聞でありますから、そのときも現在のような命を大切にしない事件が多々あったそうでございます。そこで、大谷さんは命の大切さを2回にわたって講義

したそうでございますが、新聞の使い方もいろいろあるもんだなと思って感心しました。

いずれ、時代考証なり自分考証のためにお使いいただければと思って贈呈した次第であります。

では、早速、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1件目は、「大和町の四次総合計画から」人口フレームに係る考え方についてであります。ちょっと待ってください。

「大和町第四次総合計画から」人口フレームに係る考え方についてであります。突然ですが、「地方はこれから何をなすべきなのですか」と質問された場合、ほとんどの自治体、あるいは自治体関係者、住民の方は、「地域活性化を図るべきである」と答えられるかと思えます。いわゆる地域の経済が活性化されることで、人口を含め、地域の勢いを取り戻そうとすることであるかと思えます。このことは皆さんも同意されるかと思えますが、いかがでしょうか。

総合計画でいう2020年代は、遠い未来のようで近い将来であります。地方自治体がこれから長期計画を策定する場合、政策評価やマニフェストなど目標も具体的なものが求められるかと思えます。あわせて、2020年代の地域社会像は、近い将来として描くべきものだと考えております。

最近の地域社会をめぐる動きで注目されるキーワードは、「再生」であると言われております。言葉のとおり、再生とは、失われたものを再び生かすことでもあります。では、現在、地域社会は何を失ったのでありましよう、私にもわかりません。

そこで、要旨1であります。町の第四次総合計画によれば、町の総人口を3万人、これは平成17年（西暦2005年）から平成35年（2023年）にかけて5,491人増加と設定いたしました。その要因として、企業立地確保による転出抑制と、立地企業から生み出される転入促進の効果だとしております。私も人材確保の観点からも転入者を自治体は積極的に受け入れるべきだと思えますが、しかし、ここでただ他地域からの転入者をふやせばよいというだけでは少々乱暴過ぎると言いたいのであります。結局は、この計画からすれば、この要因による3万人は数値として上限数なのか、また、ほかに考えられる要因はないのか伺うものであります。

続いて、要旨2であります。一方、人口減少社会の中では、定住促進策が同時に要求されると思えます。現在、限界集落ならぬ限界自治体という現象も起きているといえます。このことは、山形市にあります荘内銀行総合研究所によれば、2035年には

東北の 231市町村の約 1 割が、65歳以上の高齢者の割合が50%を超えるいわゆる限界自治体になるという推計をまとめました。

その発表によると、仙台圏域など都市圏域の人口減少が相対的に緩やかに進む結果、「人口の都市圏への集中」が進むことと分析し、拠点性を重視した地域戦略の必要性を指摘しております。

また、荘銀総研は、市町村レベルで人口の推計を行った結果、2035年に05年時点より人口が増加するのは8市町村で、全体のわずか3%だとしております。例えば宮城県の利府、富谷、岩手の矢巾など、ベットタウンの役割を担う町で人口が伸びるとされております。大和町の場合、吉岡地区並びにもみじヶ丘、杜の丘地区を除いた宮床、吉田、鶴巣、落合地区について、人口フレームの枠の観点からどのように考えておるのか伺うものであります。

続きまして、2件目であります。「指定管理者制度の現状と課題について」であります。

指定管理者制度で重要なことは、地方自治法第 244条の 2 項、第 3 項の規定によれば、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、当該公の施設の管理を行わせることができる」と記されている部分であります。このことは、制度を必ず導入しなければならないものでもないし、設置目的を達成できない場合には、そもそも指定管理者制度を導入してはいけないものだということでもあります。

そのことから、次の点について伺います。

要旨 1、町では平成17年 9 月に条例を制定し、平成18年 4 月運用開始であるが、サービスの質向上とコスト削減の当初の目的は果たしているのか。

現在、町内の指定管理者の管理しております施設、54ありますが、その目的を果たしているのか伺います。

続きまして、要旨 2 であります。指定管理者に毎年度の業務報告書の作成提出義務が課せられておりますが、当該施設の管理状況をどう把握しているのか伺います。いわゆる業務報告書のみになっていないのか、また評価方法としての指針はあるのかどうか伺います。

また、最後に、今後考えられる施設は存在するのかどうか、あわせて伺います。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、お答えをさせていただきますが、その前に、ありがとうございました。

ちょっと見ましたら、キングウイスキーの懸賞かなんかありまして、商品が一戸建て 100万円だそうでございます。100万円で一户建て買えたとなると、随分よかったなと思いますけれども、随分昔に生まれたんだなとも思いました。

それでは、お答えをさせていただきます。

大和町の第四次総合計画につきましては、平成19年度から始まりまして、策定懇談会や中心市街地基本構想検討委員会、策定委員会等のご意見を拝聴いたしまして、そして策定をいたしたところでございまして、本会議に上程をしたものでございます。

本町は、平成47年に「住みよい豊かな農工並進のまちづくり」といたしまして大和町基本構想がスタートいたしました。その後、2度の改定を行いまして、現在の第三次総合計画、「豊穰のガイヤを目指して」をまちづくりの基本方針としているところでございます。

人口フレームの設定につきましては、まちづくりにおきまして基本をなす数値でございます。これに従って都市基盤づくりや施策に反映しておりまして、人口推計は大変重要であるというふうと考えております。

その中で、全国的に少子高齢化が進展しておりまして、宮城県の人口は平成17年で236万人であります。平成37年には213万2,000人に減少するとされております。また、これまで本県の人口増加を押し上げていた仙台都市圏でも、平成22年で147万4,000人であったものが、平成42年には137万7,000人に減少すると推計されているところでございます。

人口のフレームを推計する場合には、トレンド分、これまでの動向から予測される自然増加や社会増加などから推計するトレンド分と、もう一つにはインパクト分、これは開発事業等の影響によりまして将来の数値を推計するものでございますが、このトレンド分とインパクト分の合計としているところでございます。

仮に開発事業等の要因、増加要因がないとする場合は、平成35年には大和町は2万3,300人となりまして、1,200人の減少とともに、一層の少子高齢化の進展が予測されておるところでございます。しかし、ご案内のとおり、本町を取り巻く環境、大き

く変わろうとしております。トヨタ自動車東北やパナソニックEVエネルギー、セントラル自動車、東京エレクトロンATなど大企業の立地が予定されておりました、また関連企業の進出が予測されますことから、従業員及びその家族の定住が考えられることから6,700人の流入を見込んでおり、計画人口フレームを3万人といたしております。

人口動態は、平成2年に社会動態、転入から転出を差し引いたものの社会動態が増加に転じてから、平成2年に増加に転じてから、平成10年まで大幅な転入超過をたどってまいりましたが、平成14年以降は減少に転じ、それ以降、横ばいの傾向が続いております。しかし、平成18年からは杜の丘団地への転入者の増加などによりまして1年間に400人の増加を見ておりました、現在の人口は大和町が誕生してから最高の人口を持続しておるところでございます。こういったことから、人口増加につきましては、年間400人の状況を15年間推計したものが基本となっております、増加要因は社会増加を基本要因としたものでございます。

次に、各地区の人口フレームの枠の観点からの推計でございますが、増加した人口の受け皿は、宮城県全体の人口の伸びが期待できないために、宮城県は新規の住宅団地開発については考えていないとのことございまして、このため、本町での受け皿は既存の住宅地であります吉岡南第二土地区画整理事業地、大和町インター周辺土地区画整理事業地の住宅ゾーン、杜の丘住宅団地と考えております。

こういった中で流入を受け入れる地域では増加に転じ、一方で、それらの要因がない地区では減少に転じるものと予測しております。このことは、日本全体で起きている都市部への集中と同様のことが起きており、東北地方では仙台都市圏、大和町の中では吉岡、杜の丘への集中が起きております。この背景にあるものは、より都市基盤整備が整った都市部へ生活の利便性を求め集中するものと考えております。

また、都市基盤に代表されますインフラの整備は、投資効果を高めるため集中して行うことができ、これまでの都市政策として展開されてきました。このような結果、人口の増加する地域と減少する地域の2分化が顕著にあらわれまして、長期的な観点では一層の少子高齢化の進展が予測されますことから、地域を活性化する必要があると考えており、農林業等を生かした体験型観光の推進など交流を活発にし、交流人口の増加を図り、地域の実情に合った施策の展開を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、指定管理者制度に関するご質問でございますが、平成15年の6月に地方自治

法の一部改正がありまして、町でも、多様化する住民ニーズにより、より効果的、効率的に対応するため、平成17年より制度導入に当たっての基本的な考え等を定め、準備を進めてまいりました。

初めに、当時町が管理する67施設の状況を調査をいたし、本制度を導入するか、あるいは従来どおり町が直接管理し個別に業務の一部を委託するかを選定し、次に、指定管理者の募集方法等について検討した結果、平成18年度当初は44施設につきまして本制度を導入し、現在では54施設について管理を行っております。

ご質問第1点目のサービスの質向上とコスト削減の当初目的は果たしているのかでございまして、指定管理制度の大きな目標は、サービスの質向上とコスト削減としております。この中でコスト削減につきましては、単に経費総額の削減を目的とした考えではなく、効率的・効果的な経費支出を前提として、いかに施設の持つ機能、効用を最大限発揮できるかという費用対効果を大事にしております。

また、サービスの向上という点におきましては、行政の直営と比較して同等以上の住民サービスの提供を基本としております。こういったことから、入場料やサービス料の収入が見込める施設や、公園などのように施設の維持管理が主となり町からの委託料のほかにも収入が見込めない施設などがありまして、それぞれの施設の特性があるため、コスト削減が前提でないということをご理解を願いたいと思います。

また、施設によっては指定管理者制度の導入により地域の方が施設運営を主体的に行うことができ、より地域に密着した利活用が可能になった施設や、これまで町直営で行っていたものが指定管理者制度を行うことによりまして極め細かな維持管理を行うようになり、制度の導入が図られることによる効果があらわれているものと考えております。

ご質問の2点目、当該施設の管理状況をどう把握しているのかでございまして、大和町公の施設にかかわります指定管理者の指定手続等に関する条例第9条の規定に基づきまして、業務報告書の提出を義務づけ、毎年、指定管理者候補者選定委員会での内容を評価をしております。

評価は、管理運営の体制、利用者の平等な利用確保とサービスの向上、施設の効用の最大限の発揮、施設の適切な維持管理及び管理経費の削減、施設の管理を安定して行う能力、環境の配慮、その他の6項目について行い、その結果、適正か否かを判断しております。また、その結果、必要に応じ改善等の勧告を行っておりまして、指定管理者が安定的かつ効率的な業務遂行が行われるよう継続的な監視をしております。

でございます。

ご質問の3点目、今後考えられる施設は存在するのかわかりませんが、今般、自治体においても厳しい財政状況でありますので、行政評価、事業見直しの視点から、施設等の活動率や経済性、効率性を高めていくことが求められておりますので、指定管理者制度への移行可能に関して調査研究を今後も進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

議長 長 (大須賀 啓君)

浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

再質問をさせていただきます。

要旨1につきましては大体理解できますが、1回ここで我が大和町の人口の動態をちょっと、ある部分だけご紹介しますが、昭和30年4月に合併したんでありますが、当時、吉岡は5,701人です。宮床が3,004人、吉田3,732人、鶴巣3,917人、落合3,471人、締めて1万9,825人です。これは毎年のいわゆる年度末の4月1日現在の住民基本台帳の数であります。

これは皆さんに数は配付しておりませんから、なかなか理解できないと思いますが、調べた関係、ちょっともう少し言わせてください。

10年間隔で流れを見たんでありますが、今のは昭和30年です。今度、昭和50年でいきたいと思いますかね、20年見て。吉岡が5,701人に対して7,536人です。宮床が3,004人に対して2,248人、吉田が3,732人に対して3,180人、鶴巣が3,917人に対して3,045人、落合が3,471人に対して2,293人、合わせて1万9,825人から1万8,302人です。吉岡だけは確実にその当時はふえております。しかしながら、宮床、吉田、鶴巣、落合に関しましては、昭和40年代から減少の一方であります。ただし、宮床が昭和60年代になりまして多少ふえ、平成に入って、もみじヶ丘団地等々の住宅団地の整備で2,000人、3,000人とふえてきました。

ここで問題なのはですね、いわゆる、今現在、平成21年1月末現在であります、吉岡が1万440人、宮床7,236人、吉田2,483人、鶴巣2,526人、落合が1,940人、締めて2万4,625人ですが、さっき言ったように、吉岡と宮床のいわゆるもみじヶ丘、あるいは杜の丘、そういう団地があって人がふえただけであります。吉田、

鶴巣、落合はですね、いわゆる今までの人口の動態調査から見れば、昭和30年からですよ、考えた場合に、今現在が一番少ない人口構成であります。もっと前なのかなと思っておりましたが、今が一番少ないんです、今この現在が。

それで、一番人口少ない年が吉田、鶴巣、落合は今現在であります、では、一番多いときは、これ各地区とも昭和34年なんです。吉田、鶴巣、落合は昭和34年に最高の人口数を記録しております。その時代の背景的な経済的な要素、あるいは二・三男の問題もあったんでしょうかね、対策。そんなことが影響してなかなか人口が減らなかった、維持したということだろうと思うんですね。

要は、人口がふえていくことはいいんですが、いわゆるふえた分ですね、どこに住むんですかということです。今答弁書によれば、町の考えでは、そういういわゆる住宅団地なんだというふうな考え方がありますが、私は、そこで同じ大和町内でも人口集中とですね、過疎地域といいますか、地域間の格差が出ておる。やはり一つのバロメーターとして人口問題で発展する、発展しない、文化の価値が高まった、高まらない、いろんな評価は人口が基本でありますから、これは吉田、鶴巣、落合、あるいは宮床、いわゆる団地を除いた宮床地区であります、何かの手を加えないと、今後、今人口減少言ったように、いろんな要旨が絡んできて、限界集落なり、あるいは限界自治体になり得るかもしれない。当然、地域づくりには計画性がなければ進むわけがございませんから、そこで、例えば宮床、吉田、鶴巣、落合、田園住宅であるいは開発のあれがなかなか簡単である、そういう方法も一つの選択肢ではないでしょうか。あるいは、市街化区域、調整区域の見直し、農振区域の見直しですね、そんなことも考慮しながら総合計画を進めてもらえないものか、まず伺っておきたいと思います。

それから、指定管理者の分ではありますが、全く町長の答弁のとおりだと思っておりますが、ただし、ちょっと1点だけ質問させていただきます。

指定区分の中に任意と公募があります。もちろん公募というものは競争性を求めるということで、市場原理に従ってそれぞれやっているんだろうと思いますが、この任意という場合ですね、どのような意味をなすものかちょっと教えていただきたい。

それから、指定年数、今現在、54施設の中でほとんど、共同の受信施設とか、それから地区の集会センター等々、10年から3年となっておりますが、これは特別に決めておく必要はないものかどうか。そのときの事情で長ければよいんだという考え方はあるのかないのか、あわせてお伺いしておきたいと思っております。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず初めに、今後のお住みになる方々の、何ていいますか、住宅地の考え方だというふうに思います。先ほど申しましたとおり、今現在、大和町、3万人という人口予定をしたところでございますけれども、そのことにつきましても、先ほどお話しした基本的な考え方がある、400人ずつ15年間、それから今開発をしております地域に張りついた場合、そのぐらいのキャパといいますかね、ということでございます。

県の方でも、これも申し上げましたけれども、今後全体的には減っていくという中で、新たな住宅地といいますか、住宅団地といいますか、そういったものの開発については考えていないという基本はあるわけでございます。

そういった中で、今後それ以外の地域でのお住まいになりたい方々おるだろうし、そういった方々の受け入れ体制ということだというふうに思っておりますが、今お話しありました人口の増加のあった場所につきましては、宮床といってももみじヶ丘、吉岡といっても南地域でございます。吉岡も大体、旧商店街といいますか、町並みの方につきましては、それぞれ人口的には決してふえてない状況ではないかというふうに思っておりますが、同じような関係にあるんだろうというふうに思っています。

そういった中で、今後の開発等はやれないといいますか、大きな開発はないという中でございますので、考え方とすれば、ミニ開発とか、そういったことは当然考えられるんだというふうに思っております。宮床地区、白地地区もでございます。見直しもということでございましたが、まず白地地区とかそういった部分についてのミニ開発等々、これは民間ということにもなってこようと思っておりますけれども、そういったことは当然、当然といいますか、そういったことは可能であろうというふうに思っております。

町の方で田園等に指定というお話もあるんだというふうに思っておりますが、まず、今造成しております部分につきまして組合運営がなされているところでございますので、組合のことだけ思うわけではございませんが、組合の解散という一つのまちづくりの中での、まちづくりといいますか、組合としての立場もあるわけでございますので、そちらがどうしても誘導するとすれば、メインとなる部分には仕方がないのではないかというふうに思っておりますけれども、来る方によっては、この間セント

ラルの方々等もおいでになったお話の中で、決して町中ではなくて自然に住みたいなり、または農家さんのあいてる家がありませんかとか、そういったご要望といたしますか、お考えもあるわけでございますので、その辺は柔軟に対応していくべきだろうというふうに思っています。

開発は、なかなか大きな開発としては、今お話ししたとおり、県の方でも考えておりませんので、それにつきましては難しいというふうに思いますが、そういったミニ開発なり、または、そういったお住みになる方のご希望によつての情報の提供、または、そういった紹介等々は町でも当然、当然といたしますか、やっけていくべきであろうというふうに思っております。

それから、指定管理者につきまして任意と公募ということでございますが、任意というのはどういうことかということでございますが、先ほどお話ししたとおりで、指定管理者につきましては、サービスの提供、コストの削減という中で、いわゆる入場料を取りながら、入場料という収入が見込める施設と、そうでない施設とございます。そういった中の維持管理等について、例えば地元の方々がかれまでも管理しておつた施設等々もあるわけでございますけれども、そういったものにつきましては地元をお願いするのがよかろうという判断等々も出てきますので、そういったものによつて、これまでの運営形態とかも含めた中でですね、任意という指定をしておるところでございます。

それで、指定期間につきましてですが、今までそういった部分で、年数につきましては基本的には社会福祉施設につきましては5年、その他につきましては3年というような基本がございました。そういった中でやっけてきているところでございますが、いろいろこれまで何年間か運営してきている中で、その施設によつてはやっぱり見直しということも必要な部分も出てくるケースもあるように思います。こういったものについて、今は3年、5年という一つの考え方あるわけでございますが、その施設によつての期間の見直しということも今申したとおり考えられますので、そういった見直しもやっけていった中で、ただ、決めたらその期間できちつと継続的にやっけていくという基本はあるわけでございますが、やっけていかなければいけないというふうに思っております。そういった期限の設定といたしますか、そういったものは必要だというふうに思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

人口の問題に関してですが、これは町長もご案内のとおり、宮床の住民懇談会で出た話題が、これもありました。その後ちょっとお話をする機会がございまして、このような問題を大分危機感を持ってます。一体団地はふえるが、そのほかの地域はどうなんだと。そのための施策というものはあるのかどうか。きちっとですね、いわゆるバランスのとれたといいますか、そういうやはり地域の形成が絶対必要なんだというふうな言い方でありました。当然私も賛成でありますから、そのようなことで今伺っているわけですが、今現在、区画整理組合の住宅団地が分譲中でありまして、それを当然優先するのは自由で、当然だと思いますが、ただ、今恐らく買う人は、住む人はですね、一概にすぐ規格化されたところで生活したいというよりも、少し変形に富んだ山合いの中とか、あるいは小川が流れているとか、そういうところも絶対条件だと私は思う。そんな意味で、どうぞ今後のローリングの中で、実施計画の中ですね、一緒に考えてもらえればと思いますが、最終的にはバランスのとれた定住が進む施策を展開してもらいたいというふうに思っております。

それから、管理者制度のことですが、これ住民の方、幾らぐらいこの制度で公の施設を管理していると思っておるか私も甚だ疑問なんです、この前、地区の集会があったとき指定管理者制度ということでお話ししたんですが、全然わからなかったんですね。広報等で、あるいは議会の広報でそんなことも載ったことはあるんですが、なかなか読んでくれないのが実際でありますから、やっぱり指定管理者によってこのような施設を管理しているというのをPRまでして、これは必要だと思う。今から恐らくふえていくんでしょう、こういう形が、そのためにも住民に徹底した、知らせるといいますか、そういうことは仕事として当然だろうと思いますが、そのことだけの考えをお聞きしまして質問を終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先日の宮床地区での懇談会でお話ありました。今後そういった地区、ふえるところと、そうでない地区について、他の地区でもそういったご心配もあったところがございます。そのとおり、今お話しのとおり、求める方につきましては、そういった、何ていいますか、開発がきちっとされたところでないところを求める方等々もおいでだというふうに思いますし、そういった方につきましてはご紹介をするとか、そういったこともやっていった中ですね、地域の方々の受け入れをいただくということも必要だというふうに思っております。

あと、もう一つ、懇談会のときもお話したんですが、新しい人を受け入れるということはもちろんそうなんですけれども、地元から何で外に出ていくんだろうと。入ってくる人を受け入れる体制もそうですけれども、地元にいながら何で外に行くんだろうということも考えなきゃならないと思うんです。それで、出ていく理由というのが、利便性とかもちろんいろいろあると思いますけれども、それが 100%すぐ解消はできないにしても、そういったものもやっぱり町としましても、地域としましても、そういったことも一緒に考えていった中で、今いる方々、そういった方々がまず、いいところだからおいでくださいというのがあって初めて来るという部分もあるわけがございますので、そういったことも考えの中に入れていかなければいけないんじゃないかなというふうにも考えたところでございます。

それから、指定管理者制度については、なかなか住民の皆様方に目に見える形で直接影響と申しますか、変わったところが見えないところもあるものですから、管理体系は変わっても、住民の方々に大きくここが変わったと具体的に、逆に言えば変わってないといえば変わってないことになるんでしょうか、そういう状況にあるんだというふうに思っております。

指定管理につきましては、お話のとおり、そういった形でこれから住民の皆様方に質の高いサービスの提供、またコスト削減ということが目標でやっていくわけがございますので、いろいろ逆に言うようお願いして協力をもらう部分も出てくるんだというふうに思いますので、この辺につきましては、そういった指定管理制度と申しますかね、ということについての、何ていいますか、お知らせということは、お話のとおり、機会あるごとにやっていって、ご理解をいただいた中で、地域でお願いする場合もあるわけですから、ご協力をいただくように努めてまいりたいというふうに思います。（「終わります」の声あり）

議長 長 (大須賀 啓君)

以上で浅野正之君の一般質問を終わります。

休憩をとらずに続行します。

2番松川利充君。

2番 (松川利充君)

それでは、私から質問させていただきたいと思います。

通学路の安全対策ということでございます。

交通事故から歩行者を守るために、歩道のない道路で特に通学路において、いかにして歩くスペースを確保して歩行者を事故から守ることができるかということが重要であると考えております。本町には、国道や県道、町道など主要幹線道路の中で、歩道のない道路がございます。歩道のない道路は町全体にございまして、吉岡も、吉田も、宮床も、鶴巣にもございますが、その中の特に通学路として毎日子供たちが利用している道路の具体的なちょっと例を挙げさせてもらいたいと思います。

現在の歩道のない道路は、いわゆる市街地とか、あるいは地形とか、さまざまな理由によりまして歩道を設置することが非常に難しい場所がございまして、その現状の中で、いかにしてその安全性を高めていくことができるか、何力所かの例を挙げてみたいと思います。

その代表的な例として、一つ目は、県道升沢吉岡線のいわゆるひだまりの丘から国道457の交差点にかけての道路でございますが、この道路は2車線道路でございまして、両端にあるいわゆる路側帯というものが比較的広い道路でございまして、この箇所、非常に交通事故が多くて重大事故が発生している道路でございまして、事故以外にでも非常に危険な状態に遭われる状況がたびたび起こっている道路でございます。

交通事故は比較的交差点や、あるいは交差点付近の事故、あとスピードの出し過ぎによる事故が多いものですから、この場合、やっぱり交差点付近に防護・とか、あるいは路側帯に可能な限りの防護・、そして標識、あるいは歩行者用のいわゆるポール、保護用ポールといいますかね、を設置しまして、そして安全を図って、さらに運転者や歩行者に対して注意を促すことで安全性が向上できるのではないかと、このように思います。さらに、スピードを抑えるためにどのようなものがあるかといういろいろ考えてみますと、例えば路面にいわゆる路面用のステッカーみたいなのがございまして、あるいは道路に路面に少し変化をつけたり、いろいろな考え方もございます。

それから、二つ目のケースは、同じ路線なんですけど、その 457の交差点から吉田川のいわゆる西原地区ですかね、あそこの道路は非常に路側帯が狭いんですよ。それで、歩行者はいわゆる外側線の上を、線上を歩くか、あるいは車道を歩いているんですよ。そんなもんですから非常に危険である。

私、どうしたらいいかいろいろ考えてみたんですが、この際、センターラインを抹消しまして取って、そして両側の路側帯を広げてみるということが考えられますが、なぜ路側帯がいいかといいますと、路側帯は車道が狭くなっても、いわゆる車両は通行はできませんが、横断したり、停車したり、あるいは駐車したりすることが道交法で許されておりまして。ですから、例えば車道が狭くなってすれ違いが非常に困難、大型車なんかですね、困難であるという場合においては、一時路側帯に入って、そして停車すれば交差が可能なわけございまして、そうすることによって非常に速度、スピードを抑えることができるのではないかと、このように考えます。

それ、路側帯というのは、いわゆる軽車両は通行できますので、さらに人も軽車両も、いわゆる人は右、車は左の法令が適用になりませんので、どっちでも歩けるということになります。

それから、三つ目のケースは中央線がないいわゆる対面通行の道路でございますけれども、これも両側に約50センチぐらいの路側帯がありますけれども、この道路に限ってですね、いわゆる幅員が3メートル以上 5.5メートル未満なんですけど、この場合もやはり路側帯を広げることによりまして、すれ違いが非常に窮屈になるということによってスピードを抑えられる。さらに、窮屈で非常に困難なものですから、その道路を通過するだけの車両が、非常に窮屈になって困難になりますので、少しぐらい遠回りしても迂回して広い道路を通るんじゃないかということも予想されますので、いわゆる交通量の減少になりまして、危険を少しでも回避できるのではないかと、このように思います。

その他いろいろ安全対策があると思います。しかしながら、道路法とか道路交通法、道路構造令なんかいろいろ読んでみますと、いろんな障害があるんです。それで、制約があると思いますけれども、以上のような交通安全対策について、いわゆる県道の場合は、国道 457も県の管理だと思うんですが、管理者に対して町の方からそういった安全対策について要望、要請してはいかがかと思いますが、町長の所見を伺いたいと思います。

また、町道についての対応について、それもあわせて町長の所見を伺いたいと思

ます。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、松川議員の通学路の安全対策に関するご質問にお答えをいたしたいと思
います。

議員が言われますとおり、交通事故から歩行者を守るために歩行スペースを確保す
ることは、交通安全対策上大事なことであるというふうに思っております。吉岡町内
の県道を初め、多くの町道は歩行スペースが十分とれない道幅になっております。そ
こを車が制限速度を超えて走行しているという状況が多く見られまして、歩行者の
方々は常に交通事故の危機にさらされている状態にあると思っておりますのでござい
ます。

このことから、県では国道 457号線と県道升沢吉岡線との交差点からひだまりの丘
までの区間において、議員のお話にもありましたけれども、外側線を二重にして、外
側の線を二重にして車道を狭く見せ減速させる工夫を施したり、町では町内の交差点
に十字路や丁字路の交差点マークを設置しておるところでございまして、この間 142
カ所ほど丁字路、十字路の交差点マークを設置しましたが、こういった方法によりま
してドライバーの注意を喚起する対策をとっておるところでございまして。

このほかにも、小野の町道後藤線では、これもご提案のあったところでございます
けれども、車道を狭く見せるための外側の線、外側線を中央寄りに標示して車道を狭
く見せるといいますか、というようなところもございまして、その効果も見られてお
るところでございます。

このような安全対策について県に要望できないかというご質問でございますが、こ
れまでも地域から意見、要望等あれば、その都度県に対し要望も行ってきたところ
でございまして、今後におきましてもそのような対応を行ってまいりたいと考えてお
るところでございます。

次に、町道の場合の対応についてでございますが、先ほど申したような対応もして
いるところでございますけれども、歩行スペースの確保や道路標示のあり方など、ま
ず通学路を中心に検討しまして、モデル的に実施してみたいと、このように考えてお

るところでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

松川利充君。

2 番 (松川利充君)

県に要望していくというご答弁がございましたが、町道の場合は町長のご判断で決められると思うんですが、県の場合ですね、いろいろ調べてみたんですが、いわゆる道路構造令第11条に、いわゆる歩道設置を義務づけてはいるんでありますが、ただし書きがございまして、地形の状況、その他の理由によりやむを得ない場合は、その限りではないと、こう規定されておまして、例えば新設道路ですと、例えば最低2メートルの歩道を設置したり、交通量によっては3.5メートルとか、いろいろしているのでございますが、古い道路については、やっぱりこの規定が足かせになっておまして、なかなか、いわゆる2車線の幅員を有する道路、例えば全巾が8メートルぐらいになりますと、やっぱり中央線を引いて、外側線を引いて、2車線の道路にするというような、何と申しますか、そういう道路構造のですね、道路構造令ではない、いわゆる定義みたいなのがございまして、それがなかなか困難ではないかと思うんですが、しかしながら、やっぱり道路はみんなでするものでありますので、人も車も自転車も、あるいはリヤカーであっても、軽車両であってもですね、やはり車優先という考え方でなくて、やっぱり歩行者に対してもきちんとその歩くスペースを確保して、安心して歩けるいわゆる路側帯、歩道でなくても、路側帯を設置することについてですね、いわゆる通常の標準的な道路形態を少し踏み込んでですね、県に対応していただけないものかと。

あと、もう一つは、9月の議会で一般質問で1.5車線といういわゆる道路改良の質問がございましたが、私、例えば道路の形態によっては、そういった考え方を取り入れて、いわゆる待避所を設けながら、場合によってはですね、そういった安全対策もあるのではないかと、このように思いますが、このような考え方に町長の所見をいただきたいと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

道路につきましては、議員お話しのとおり、いろいろ難しい、面倒などいいますか、制約等々がございます。公安の方の問題もありますし、そういった中でございまして、思ったとおりのものがなかなかできないということが現状的にはあるところでございます。

先ほどお話しいただいた城内のひだまりの前からの線につきましては、残念な事故があった後でございましたが、お話をしたら、すぐああいった形のものに対応してもらったところがございます。事故が起きなければいけないのかという問題はあるわけでございますけれども、危険な箇所について、県の方でも以前とは違った、少し違った柔軟な考えを持ってきているような気がします。

今年、志田町から上ってくる道路、教育長のところの角と橘高歯医者さんのところの角のところに点線のラインも入りまして、ああいうことも考えてもらって、多分、危険といえますかね、そういったことになったのかなというふうに思っております、そういった県の方の対応も少しずつ変わってきているような気はいたしております。

危険な箇所といえますか、そういったものにつきまして突っ込んだ要望といえますか、ということでございますので、そういったこともあると思いますし、あと、今県の方で地域協働コラボ事業というのがありまして、これが仙台土木の方でやってるんですが、そういった地域の共同事業の中で「ともに考え、ともに作り、ともにはぐくむ」というような基本理念でやる事業もあるようでございます。これがこういったものに対応できるのかどうかはまた別問題でございますが、そういった取り組みもあるようでございますので、そういったものに提案をするなり、そういった形の中で、さっき 1.5ということもありましたけれども、そういった、規則に沿ったものばかりではなくて、そういった新しい方向の提案なり、お願いなり、そういったことはやっていきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

2 番 （松川利充君）

以上で質問を終わりたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

以上で松川利充君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

お諮りします。

議事の都合及び予算特別委員会の予算審査のため、3月12日から3月18日までの7日間は本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、3月12日から3月18日までの7日間を休会することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午後4時24分 散会